

各論Ⅲ 都市災害対策計画

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

藤沢市地域防災計画・各論Ⅲ「都市災害対策計画」は、本市に係る都市災害に関し、防災関係機関を含めた総合的かつ体系的な対策として定めたものであり、この計画を有効かつ適切に活用することによって、災害に強い都市づくりを進め、市民の生命、身体及び財産を都市災害から保護するとともに、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期すことを目的とする。

都市災害は、予測を越えたところで突発的に発生し、さらに多方面に連鎖・拡大する傾向があり、自然災害の対策とは異なった対応が必要とされる。

本計画では、大規模な都市災害はもとより、局地的ではあるが社会的に大きな影響を及ぼし、人的・物的被害と共に、社会的被害等を生ずるおそれのある都市災害に対処するため、災害種別ごとの応急対策を定めるものとする。

第2節 計画の構成と位置づけ

1 計画の構成

本計画は、第1部「総則」、第2部「災害時応急活動対策計画」、第3部「災害種別対策計画」、第4部「災害復旧・復興対策計画」の4部構成とする。ただし、災害復旧・復興対策計画及び被災地支援対策は、各論Ⅰ「地震災害対策計画」に準拠する。

資料編については、都市災害対策を進めていく上で必要な各種マニュアルやデータ、参考文献を一元的に管理し、常に最新情報に更新する。

2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法に基づくものであり、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との整合を図り、本市や関係機関が行う都市災害対策及び諸活動を実施する際の、基本となる計画である。

この計画に基づく諸活動を行うにあたり、必要と認められる詳細な事項については、防災関係機関において定めるものとする。

第3節 計画への新たな視点

1 背景

近年、人口が集中し、多様な機能が集中している都市では、ライフラインの事故や大規模な火災、交通関係による事故、原子力発電所の事故、或いは危険物等の漏出事故などが起きると、多くの人々が被害を受けるおそれが高い。そのため、国はこうした大きな事故による災害について、防災基本計画において事故災害と位置づけている。特に、東日本大震災による原子力発電所の甚大な事故については、複合災害と位置づけ、国は防災基本計画を見直しており、神奈川県も地域防災計画を見直している。都市化が進んでいる本市では、ひとたび大きな事故が起きると、多数の被害者が出ることが想定される。

このようなことを踏まえ、今後も予想される都市災害のリスクに適切に対処するため、都市災害対策計画に毎年見直しを加え、地域の実情に即した実践的で実効性の高い計画とする必要がある。

2 都市災害対策の新たな視点

都市災害対策計画は、東日本大震災による原子力発電所の事故による甚大な被害や住宅地での鉄道事故など、機能や人口が集中している都市によって発生している事故災害の実態を踏まえ、市民等の生命を守ること、市民等の生活・社会活動の安定のため、さらなる減災に向け、総合的な取組を進めることが重要である。

そのため、序論で示した「減災社会への取組」の考え方に加え、①都市災害の項目ごとに災害予防と応急対策を明らかにすること、②原子力発電所等の事故への対応を放射性物質災害対策に位置づけること、③災害発生後の応急対策を時間経過に沿ったものとするなど基本とする。

第2章 被害想定

第1節 都市災害の要因及び危険性

1 現代都市における都市災害

「都市災害」という言葉が使われ出したのは、1970年（昭和45年）4月8日に大阪で発生した、天神橋筋六丁目地下鉄工事現場のガス爆発事故以降で、この事故は、大阪市の中心部で起きた大規模なガス爆発であったことから、二次、三次災害への危険性を含み、都市と災害の新しい関係をみた災害であった。

近年、都市への急激な人口集中や都市化の進展により、災害の現れ方はその表情を様々に変化させている。

昭和30年以降の高度経済成長に伴う都市部の人口増加は、それまでは居住地として活用しなかった丘陵や急傾斜地、低湿地や河川の旧河道、埋立地で宅地開発が活発に展開され、住宅が建設されてきたことによる。

こうした地区は、土地の履歴から見て潜在的に災害を受けやすい地域であり、都市の構造として災害の危険性を内包してきたといえる。

また、都市は経済活動の中核の場であるとともに、市民生活や教育・文化など多様な機能を持つ場でもある。これらの経済活動や市民生活を支えるため、強力的に組織化され、かつ複雑にネットワーク化したライフライン、情報ラインや交通網が構築されている。

こうした構造にある都市が災害に見舞われると、建築物の倒壊や火災など、これまでのプロトタイプの災害に加えて、都市の構造を支えているライフラインや情報ライン、交通網が被災することによって生じる「ネットワーク災害」が連鎖的に発生する。現代の都市の災害として、この「ネットワーク災害」に注目する必要がある。

その特徴として、一部の被害が結果として広範囲にその影響が及ぶこと、復旧に時間を要すること、被害を予防することが極めて困難であることなどが挙げられる。

さらに、現代の都市が持つ特徴は、高層建築物が多く建設され、また、地下空間を複雑に活用するなど、都市空間の高密度で立体的活用が進められていることである。こうした高密度で複雑な空間は、災害に見舞われたときの危険性を内包している。

2 都市災害の事例

新たな都市災害を教訓として残した代表的な災害事例を次に挙げる。

（1）江東区南砂高層マンション火災

1989年（平成元年）8月24日15時30分頃、江東区南砂に建つ超高層マンション「スカイシティ南砂」（28階建て）24階から出火し108平方メートルを全焼し約3時間後に鎮火した。この火災は、我が国超高層建築物火災の第1号であり、火災史上最高階であり、防火区画やスプリンクラー設置の問題、そして、はしご車が届かない高さの火災であったことから消防

活動上の問題、屋上ヘリポートの設置問題など、超高層建築物の防火・消火対策の教訓を生んだ火災であった。

(2) 東京都御徒町道路陥没事故

1990年(平成2年)1月22日15時頃、東京・上野 JR 御徒町駅北口ガード下の春日通りで、大きな爆発音とともに大量の土砂が吹き出し、道路長さ12.8m、幅9.6m、深さ5~15m陥没した。これは、シールド工法による JR 新幹線トンネル工事中に起きたもので、最終的には凝固剤の注入不足が原因であることが判明した。幸いに、負傷者だけで死者は出ていないが、近代都市の地下空間利用に大きな衝撃を与えた事故であった。

(3) 名古屋空港・中華航空機墜落炎上事故

1994年(平成6年)4月26日20時16分、台北発中華航空140便が名古屋空港滑走路に進入中、着陸に失敗し滑走路脇に墜落炎上した。

機体は全焼し、ほとんど原形をとどめなかった。乗員15名が全員死亡、乗客256名のうち246名が死亡、7名が重傷を負った。

日本国内の航空機事故では、昭和60年の日本航空ジャンボ機墜落事故の520名に続く大惨事となった。

この機は大型旅客機で最新鋭の機器を設置したハイテク機であった。

飛行中はコンピューターによる自動操縦で、着陸の際も技術的には、自動着陸が可能となっていて、事故機は着陸するために、空港に進入していたが着陸やり直しのレバーが入っていたのでコースから上にそれ、修正しようとした操縦席内で自動制御装置の操作をめぐって混乱し、最終的に機体が失速状態となり墜落したものとみられている。

航空機はハイテクが主流になり、その最新鋭コンピューターを駆使した技術に、操縦する人間がついていけずに起きる、いわゆるヒューマンエラーが原因とする事故が発生している。

また、コンピューターの故障による装置の誤動作も報告されている。

今回の事故機が失速するに至った最大の原因は、乗員が操作レバーを引いて機首を下げようとする意図に反して、コンピューター制御の水平尾翼が機種上げの方向に反発し続けたことにあるといわれる。

最先端技術と人間の関わりを軸に、人間がミスをおかしても、そのミスをカバーするというハイテク機の実現、技術の検討がこれを契機に叫ばれた。

(4) 地下鉄サリン事件

1995年(平成7年)3月20日8時頃、営団地下鉄日比谷線、丸の内線、千代田線の3路線において、車両内に新聞紙に包んだ液体入りの容器が置き去られ、有毒ガスが発生、通勤途中の乗客、駅員等多数が中毒症状を起こし、死者11名、負傷者5,512名を出す大事件となった。

この事件は、後日、山梨県の旧上九一色村に本拠地を置く、新興宗教団体によるサリンを用いた無差別テロと判明した。救助・救急開始時には有毒ガス・サリンによる事件とは認識

されていなかったため、消防職員 135 名が負傷した。サリンという極めて毒性の強い物質が発散された事件は社会的影響を与え、4 月 6 日には内閣にサリン問題対策関係省庁連絡会議が設置され、4 月 21 日サリン等の製造、所持を禁止し、発散させる行為についての罰則、被害が発生した場合の措置などを定めることを目的とした「サリン等による人身被害の防止に関する法律」が公布された。

(5) 東京都麻布地下鉄工事現場火災

1997 年（平成 9 年）3 月 26 日 8 時 57 分頃、東京都港区麻布の地下鉄工事現場で発泡スチロール 100 立方メートル、エントランスパッキングゴム、電気配線等が焼損したもので、原因としてシールドマシン先端部の前面で土砂の崩壊が発生し、土留めのために投入した発泡スチロールに何らかの火源により着火したもの。

今回の火災の主な焼損物である発泡スチロールは、近年道路整備、港湾整備、環境整備等の土木工事においても土の代わりの土盤などに広く用いられているが、過去には、これらの工事現場で発泡スチロールの燃えた火災が発生している。

発泡スチロールは、その性質上燃焼時の発煙性が高いことから、特に地下やトンネル等で火災が発生した場合は、消防活動に困難をもたらす場合が多い。

今回の火災も、地下の工事現場という出火場所の環境や燃焼物の性状からみて、消防活動が困難でかつ、危険性が極めて高いと思われる火災であった。

(6) JR 福知山線脱線事故

2005 年（平成 17 年）4 月 25 日 9 時 18 分頃、列車は塚口駅 - 尼崎駅間の曲線で脱線し、先頭の 2 両が線路脇のマンションに激突した。事故は、福知山線の兵庫県尼崎市久々知の半径 304m の右カーブ区間（塚口駅の南約 1km、尼崎駅の手前約 1.4km 地点）で発生した。

列車の前 5 両が脱線して、先頭 2 両は線路脇の 9 階建てマンションに激突し、先頭車は 1 階駐車場へ突入、2 両目はマンション壁面へぶつかり原形をとどめない形で大破した。

近隣住民及び下り列車に対しての二次的被害は免れたものの、直接的な事故の犠牲者は死者 107 名（当該列車の運転士含む）、負傷者 562 名（乗客 562 名。兵庫県警察本部から提供のあった情報による。）を出す未曾有の大惨事となった。犠牲者の多くは 1 両目か 2 両目の乗客で、ほとんどが多発外傷や窒息で亡くなっており、クラッシュ症候群も確認されている。

のちに、事故では負傷しなかった同列車の乗客やマンション住人、救助作業に参加した周辺住民なども心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を発症するなど大きな影響を及ぼした。

(7) 首都圏大規模停電

2006 年（平成 18 年）8 月 14 日 7 時 38 分頃、旧江戸川を航行中のクレーン船がアームを江東線 78、79 号鉄塔間の送電架空線に接触させ、これを切断した。

これにより東京都心部で 97.4 万軒、神奈川県横浜市北部・川崎市西部で 22 万軒、千葉県浦安市、市川市の一部で 19.7 万軒、合計約 139.1 万軒で停電が発生した。大手企業の多くがお盆休みとなっている時期のため、電力需要が通常より低下していたこともあり、およそ 1

時間17分後の9時55分に高圧受電2軒を除いたすべてが復旧、残る2軒も3時間6分後の10時44分に全面復旧した。

停電による信号機の停止をはじめ、鉄道に影響が出たほか、ビルのエレベーターに人が閉じ込められる事故が相次いだ。電力の暫定復旧後も電力供給が十分でなかったことから、交通機関では冷房の出力を弱めて運行が行われた。

携帯電話が繋がり難くなり、ひかり電話が一時不通になった。日本政府は、危機管理センターに情報連絡室を設置した。

(8) 化学工場における爆発・火災事故

2012年（平成24年）9月29日14時40分頃、兵庫県姫路市の化学工場において、高純度アクリル酸精製塔のボトム拔出液を一時貯蔵する中間タンク（公称容量70m³）が爆発・火災を起こし、隣接するアクリル酸タンク、トルエンタンク及び消防車両にも延焼した。この事故により、1名が亡くなり、5名の重症者を含む36名が負傷した。

再発防止対策として、温度検知及び温度管理の強化（遠隔監視等）等、管理面の対策の必要性が指摘されている。

3 都市災害の要因

本計画においては、都市災害を、近代都市における地震災害及び風水害以外の災害であって、局地的ではあるが連鎖的な被害が発生し、社会的な影響が大きく、かつ、大規模な人的・物的被害などを生じさせるおそれのある災害・事故と定義づける。

都市災害の発生要因は、複雑な機能やシステムをもつ近代都市の中で起こる社会現象であることから、その要因を断定することは極めて困難なことである。

これまで、我が国が経験した都市災害として位置づけられる災害事象から、都市災害の要因となったものを整理すると次のとおりである。

- ・都市がもつ自然条件・社会的条件
- ・災害発生危険要因の集積度
- ・人口の集積度
- ・都市機能の集積度
- ・情報システムの集積度
- ・ライフライン施設の状況

第2節 藤沢市で予想される都市災害

本市の都市化の傾向は、昭和40年代の初頭から人口の増加とともに見え始めている。この時代に本市は、大規模製造業の進出と宅地造成が活発になり、こうした産業と人口の集中に併せて藤沢駅を中心として都市化が進行した。

本市は、東京や横浜市のような大規模な都市集中には至っていないものの、今後発生が予想される都市災害として次の災害が挙げられる。

- ① 船舶災害及び油流出海上災害
- ② 航空災害
- ③ 鉄道災害
- ④ 道路災害
- ⑤ 放射性物質災害
- ⑥ 危険物等災害
- ⑦ 中高層建築物・地下階災害
- ⑧ 大規模火災
- ⑨ 大規模断水
- ⑩ 大規模情報通信災害
- ⑪ 大規模停電
- ⑫ その他の災害

第2部 災害時応急活動対策計画

災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえる。

応急活動の実施にあたっては、住民に最も身近で基礎的な自治体としての市の役割が重要になるため、応急活動対策を強化・充実する。

章	節	実施担当
第1章 災害対策本部組織体制の充実	第1節 災害対策本部組織体制の充実	各指揮本部
	第2節 災害対策本部等の設置、運営	各指揮本部
	第3節 災害対策要員の確保	各指揮本部
第2章 災害時情報の収集・伝達と広聴体制の整備	第1節 災害情報等の収集・伝達	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第2節 災害広報の実施	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
	第3節 広聴活動	市民自治部指揮本部・地区防災拠点本部
第3章 救助・救急、消火活動	第1節 応急体制	消防局指揮本部
	第2節 応急活動	消防局指揮本部
	第3節 消防応援要請	消防局指揮本部
第4章 救援救護計画	第1節 医療救護活動体制の確立	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第2節 医療情報の収集・提供	企画政策部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第3節 医薬品等の確保	健康医療部(保健所)指揮本部
	第4節 ライフラインの確保	健康医療部(保健所)指揮本部・市民病院指揮本部
	第5節 傷病者の搬送体制	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第6節 保健衛生対策	健康医療部(保健所)指揮本部
	第7節 防疫活動	健康医療部(保健所)指揮本部・環境部指揮本部
	第8節 遺体の処置(遺体安置所の開設)及び埋・火葬	生涯学習部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
	第9節 広域応援体制	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第10節 災害救助法の適用	本部事務局・財務部指揮本部
第5章 避難対策	第1節 避難指示等	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・県警察・湘南海上保安署・自衛隊
	第2節 避難場所の開設・運営・閉鎖	本部事務局・市民自治部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
	第3節 他市町村への避難	本部事務局
	第4節 帰宅困難者対策	本部事務局・各指揮本部
	第5節 応急仮設住宅	計画建築部指揮本部
	第6節 住宅の応急修理・障害物の除去	計画建築部指揮本部
	第7節 ペット対策	健康医療部(保健所)指揮本部
	第8節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	地区防災拠点本部
第6章 警備等対策	第1節 陸上警備救助活動	県警察
	第2節 海上警備救助活動	湘南海上保安署

第1章 災害対策本部組織体制の充実

都市災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、市民の生命、財産の安全を確保するための災害応急対策について定める。

第1節 災害対策本部組織体制の充実

都市災害発生直後から実施する応急活動について、勤務時間内、勤務時間外に災害が発生したケースに分けてその内容を定める。

1 勤務時間内に災害が発生した場合

① 災害対策本部の設置

市長は、都市災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、藤沢市災害対策本部を設置する。

関連⇒各論Ⅲ第 2 部第 1 章第 2 節 災害対策本部等の設置、運営

② 災害対策現地指揮本部の設置

市長は、災害対策本部を設置したときは、情報の収集・伝達及び災害応急活動を円滑に実施するため、災害発生地域の市民センター及び公民館に災害対策現地指揮本部を設置する。

③ 職員配置

あらかじめ定められた職員は各部指揮本部長の指示により配備につくものとする。
またそれ以外の職員についても直ちに防災活動に従事できる体制を整える。

関連⇒序論第 2 部第 1 章第 7 節 職員の配備・動員

④ 災害情報等の収集

各部の情報連絡を所掌する班は、災害直後に①被害情報、②人命救出に関する情報、③各部の初動対応に必要な情報及び自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

関連⇒各論Ⅲ第 2 部第 2 章第 1 節 災害情報等の収集・伝達

⑤ 応援要請

収集された初動期災害情報により必要と認められた担当部は、事前に定められている協定等に基づき、初動期対応に必要な応援要請を行うこととする。

関連⇒各論Ⅲ第 2 部第 4 章第 9 節 広域応援体制

⑥ 自衛隊災害派遣要請

市長は、緊急災害情報から自衛隊災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県知事へFAXで要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話で要請する。

県知事への連絡がとれない場合等やむを得ない場合は、市長が直接自衛隊へ災害派遣を要請する。

要請にあたっては、自衛隊に対しその時点に収集されている緊急災害情報について提供する。

関連⇒各論Ⅲ第２部第４章第９節 広域応援体制

⑦ 各部別初動活動の実施

各部の初動活動は、あらかじめ定めた各部マニュアルに基づき、行動を開始する。

2 勤務時間外に災害が発生した場合

① 災害情報の収集

職員は、勤務時間外に災害の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等から速やかに情報の収集に努める。

② 職員参集

ア 各指揮本部長は、「序論第２部第１章第７節 職員の配備・動員」に基づき配備指令が発令されたときは、あらかじめ定めた職員を動員する。

イ 各指揮本部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急活動班を編成する。この場合、あらかじめ定められた職員以外の職員を指名し、班ごとに付け応急活動を命ずることができる。

ウ 動員命令の伝達は、災害対策連絡系統及び各部で定めた連絡系統による。

関連⇒序論第２部第１章第７節 職員の配備・動員

③ 配備状況の報告

ア 各指揮本部長は、職員の配備状況を、本部事務局を通じ、本部長に報告する。

イ 報告は、本部長が指定する時間、配備が完了した時点をもって報告する。

第２節 災害対策本部等の設置、運営

災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき、迅速かつ的確な災害応急活動を実施できるよう、本来の行政組織を主体とした活動組織を直ちに設置・運営する。

詳細は、序論第２部第１章第２節及び第４節を準用する。

第３節 災害対策要員の確保

災害対策要員の確保の詳細は、各論Ⅰ第４部第１章第３節を準用する。

第2章 災害時情報の収集・伝達と広聴体制の整備

災害時における情報収集・伝達活動は、人命救助、消火、自衛隊の災害派遣要請や他自治体の応援要請等の判断に係る重要な活動であり、迅速かつ的確に行う必要がある。

本章では、各種災害情報や被害情報等の収集と伝達、さらに被災者の要望を把握する広聴活動について定める。

第1節 災害情報等の収集・伝達

特に混乱が生じる災害時の初動期では、住民避難、人命救助活動、応援要請に係る情報を迅速かつ的確に入手することが重要となる。また、入手した情報は、職員の動員や市民への注意喚起・避難対応など災害の状況に応じて、活用可能なあらゆる通信手段を用いて連絡・伝達する必要がある。

詳細は、各論Ⅰ第4部第2章第2節を準用する。

第2節 災害広報の実施

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

詳細は、各論Ⅰ第4部第2章第3節を準用する。

第3節 広聴活動

被災者の要望を把握し不安を解消するため、速やかに広聴体制の確立を図り、関係部課が協力して災害時広聴活動を開始する。

詳細は、各論Ⅰ第4部第18章第6節を準用する。

第3章 救助・救急、消火活動

本章では、災害対策のため、消防局が行う応急体制及び応急活動について、序論第2部第3章の計画に基づき定める。

第1節 応急体制

災害が発生し、又は発生が予想される場合、消防局は次により応急体制を確立する。

1 事前配備体制

災害対策本部体制が発令されたとき、又は消防局長が特に必要と認めた場合は、特別配備体制を発令する。

2 消防局指揮本部の設置

配備体制の1号配備以降を発令した場合は、消防局に消防局長を指揮本部長とする都市災害対策消防局指揮本部を設置する。

3 職員の動員

特別配備体制発令時の職員の動員は、別に定める消防計画に基づき動員する。

第2節 応急活動

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、災害の未然防止と災害の拡大防止を図るため、総力を結集して次の応急活動を実施する。

1 消防隊の実施する応急活動項目

(1) 巡回警戒活動

配備体制が発令された場合は、災害の早期発見と被害状況把握のため、危険区域等を重点に実施する。

(2) 広報活動

被害の発生が予想される場合は、地域住民に対し、警戒を促すため実施する。

(3) 災害現場における応急措置活動

災害が発生した場合、災害拡大防止と被害の軽減を図るため実施する。

(4) 避難指示、緊急安全確保

現に災害が発生し、又は災害の発生が予想され、住民の生命、身体が危険な場合、住民を災害から保護するため、実施する。

(5) 人命救助・救急活動

人的被害があると認められた場合、人命の安全確保を図るため、他の活動に優先して実施する。

2 巡回活動

配備体制が発令された場合、災害の早期発見と被害状況などの把握のため、危険区域を重点に次により巡回警戒活動を実施する。

- ア 巡回警戒活動は、各地区の救急隊を除くすべての部隊をもって行う。
- イ 巡回警戒活動は、事前計画に基づき危険区域を重点に行う。
- ウ 巡回警戒活動にあっては、住民に対する広報を併せて実施する。
- エ 巡回警戒活動中、河川、堤防等の異常を発見したときは、当該管理者に連絡して、必要な措置を求めるとともに、防災関係機関へ通報する。

3 情報収集

特別配備体制が発令された場合は、次により災害状況、被害状況の収集・伝達を行う。

(1) 情報収集

消防局においては、次の情報を収集する。

- ア 市内の気象状況等
- イ 被害の発生状況
- ウ 住民の避難状況
- エ 消防隊等及び消防団等の応急活動実施状況
- オ その他必要と認めるもの

(2) 情報伝達

指揮本部長は、収集した情報のうち、災害対策本部が必要であると認める情報を速報として災害対策本部へ報告する。

4 広報活動

特別配備体制が発令された場合は、市民に対する広報及び報道関係機関に対する広報を次により実施する。

(1) 市民に対する広報

市民に対する広報は、警戒を促すための注意広報と避難情報を伝達するための避難広報に区分し、防災行政無線、消防隊の拡声器によるほか、直接口頭伝達等により、次の事項を実施する。

① 注意広報

- ア 住民が必要とする災害情報等
- イ 予想される被害
- ウ 家屋及びその周辺の点検
- エ 避難の準備
- オ その他必要と認める事項

② 避難広報

- ア 避難指示が発令された地域の範囲
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難上の注意事項
- オ 避難路
- カ その他必要な事項

(2) 報道機関に対する広報

報道機関に対する広報は、災害対策本部広報を原則とするが、消防局で把握した情報の中から必要に応じて発表する。

5 避難指示の発令に伴う活動

災害対策本部長から避難対象地区の住民に対し、避難指示の発令があった場合は、避難誘導を実施する。

(1) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達要領は、本節に定めるとおりとする。

(2) 避難指示実施の通報

住民への危険が切迫しており、災害対策本部長から指示を受ける暇がなく、消防機関独自で避難指示を実施した場合は、災害対策本部長へ、次の事項について速やかに報告する。

- ア 避難指示の実施期間
- イ 避難指示の対象地域の範囲
- ウ 避難理由

- エ 避難先
- オ 避難世帯・人員
- カ その他必要と認める事項

6 災害対応

災害による被害を軽減するため、次により災害活動を実施する。

(1) 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、災害の種別規模に応じて原則として次のとおり出動する。

ア 人的被害を伴わない災害で偵察、調査を必要と認める災害

- ・ 消防隊1隊

イ 人的被害を伴う災害

- ・ 指揮隊1隊
- ・ 消防隊1隊
- ・ 救助隊1隊
- ・ 高度救助隊1隊
- ・ 救急隊1隊 計5隊

ただし、多数の人的災害がある場合、又は災害現場から要請があった場合は出動を増強する。

ウ 多数傷病者災害が発生した場合には、消防局は、別に定める消防計画に基づき活動を行う。

(2) 災害対応の原則

災害時の現場活動は、人命の安全の確保を基本とし、次の事項に留意し活動する。

- ・ 二次災害防止
- ・ 警戒区域の設定
- ・ 隊員等の安全管理
- ・ 資機材の有効活用
- ・ 防災関係機関との連携確保

第3節 消防応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、他都市消防機関に応援要請を行うものとする。

1 応援要請先等

県知事に対する応援要請は、別に定める消防計画の要請手続事項に基づき要請するものとする。

- ア 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請
- イ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請

2 応援部隊の集結場所及び宿営場所

応援部隊の集結場所及び宿営場所は、次のとおりとする。

- ア 集結予定場所 消防防災訓練センター
- イ 宿営予定場所 消防防災訓練センター

3 応援部隊の任務

応援部隊の任務は、次のとおりとする。

- ア 火災の延焼阻止
- イ 工場等大規模火災の防ぎよ
- ウ 手薄地区の火災防ぎよ及び人命救助
- エ 水利補給及び緊急資機材の搬送
- オ 救急活動
- カ 情報収集（ヘリ含む）

第4章 救援救護計画

第1節 医療救護活動体制の確立

災害時に医療救護を必要とする負傷者（想定）に対して、緊急性に即応した具体的な対応を実現するには、情報の収集、分析、医療救護活動を実践するための体制の整備等が大変重要となる。そのため、市と医師会との連携を強化することが必要であり、医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立する。

詳細は、序論第2部第4章第1節を準用する。

第2節 医療情報の収集・提供

災害発生時における市内全域の被災状況、医療機関の被害状況、各医療機関の活動状況等の情報の収集、分析及び提供等を行うとともに、情報通信の確保を図る。

詳細は、序論第2部第4章第3節を準用する。

第3節 医薬品等の確保

医療機器、医薬品等については、事前の備蓄と災害発生時における各医療機関の要請に対応した調達及び提供を行う。

詳細は、序論第2部第4章第4節を準用する。

第4節 ライフラインの確保

市は、医師会と調整して、医療機関に速やかに水の供給を行うものとする。

関係機関は、医療機関を優先してライフラインの復旧にあたるものとする。

詳細は、序論第2部第4章第5節を準用する。

第5節 傷病者の搬送体制

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車やヘリコプター、船舶等を利用した移送手段について、県及び防災関係機関と調整を行う。

また、DMATの要請及び受入れについて、県及び関係機関との調整を行う。

詳細は、序論第2部第4章第6節を準用する。

第6節 保健衛生対策

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やここ

ろのケアを含めた対策を行う。

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

市は、災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

第7節 防疫活動

防疫活動の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第10章第2節を準用する。

第8節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬

災害による行方不明者（現に行方不明であり、かつ、周囲の状況から判断して、死亡していると推定される者）の搜索並びに災害による死亡者の処置、埋・火葬を実施するために必要な事項を定める。

詳細は、各論Ⅰ第4部第10章第3節を準用する。

第9節 広域応援体制

1 他の地方行政機関等への応援要請

市長は、災害の規模、初期情報から判断して、人員、資機材、備蓄物資等が不足し、災害応急活動、応急復旧活動を実施するのが困難であると判断したときは、関係法、相互応援協定等に基づき、速やかに関係機関に対して応援を要請するものとする。

他の地方行政機関等への応援要請の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第16章第1節1を準用する。

2 自衛隊派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。

自衛隊派遣要請の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第16章第1節2を準用する。

3 緊急消防援助隊の派遣要請

緊急消防援助隊の派遣要請の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第16章第1節3を準用する。

第10節 災害救助法の適用

市長は、市域に大規模な災害が発生し、本市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告するとともに、この法律による救助を要請する。

詳細は、各論Ⅰ第4部第19章を準用する。

第5章 避難対策

本章では、災害による人的災害を未然に防止するために、災害の発生が予測される地域の住民に迅速かつ的確な避難行動を実施するために必要な事項について定める。

第1節 避難指示等

1 避難指示、緊急安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、市長若しくはその補助執行機関としての消防局長又は消防署長は、指定された避難場所への避難の指示を行う（災害対策基本法第60条第1項及び第2項）。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる（災害対策基本法第60条第3項）。

災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、県知事が、避難のための立退きの指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない（災害対策基本法第60条第6項）。

市長は、避難の指示の判断に際し、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に助言を求めることができる。

これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、専門的知見や広範な情報を有していることから、災害発生危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求める。

詳細は、各論Ⅰ第4部第6章第1節1を準用する。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命及び身体を守るため、特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第63条）。

詳細は、各論Ⅰ第4部第6章第1節2を準用する。

3 避難指示等の伝達

避難対象地域の住民に対し、あらゆる広報手段をもって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。また、各放送局に対し、災害対策基本法第57条に基づき当該避難指示等についての放送を依頼する。

4 避難誘導

警察、防災関係機関、地元自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。

緊急時の一時避難については、行政による誘導がない場合でも、安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織単位で訓練を重ねておくものとする。

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定めた安全な方法により児童生徒、入院患者、施設入所者等を避難誘導するものとする。

5 報告等

報告等については、各論Ⅰ第4部第6章第1節5を準用する。

第2節 避難場所の開設・運営・閉鎖

1 避難場所の開設・運営・閉鎖

避難指示が出されたときは、速やかに指定避難所又は指定緊急避難場所（大規模火災）を開設する。

避難場所の開設・運営・閉鎖は、各論Ⅰ第4部第6章第2節1を準用する。

2 避難人員等の掌握

地区防災拠点本部長は、避難場所における避難人員、要配慮者、傷病者の有無及び火災の延焼状況による安全度の確認を行うため、職員を避難場所に派遣するほか、地域内を巡回させて情報の収集と災害対策本部への報告を実施する。

第3節 他市町村への避難

他市町村への避難の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第6章第3節を準用する。

第4節 帰宅困難者対策

帰宅困難者への対応の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第7章を準用する。

第5節 応急仮設住宅

応急仮設住宅の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第13章第2節を準用する。

第6節 住宅の応急修理・障害物の除去

住宅の応急修理・障害物の除去の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第13章第3節を準用す

る。

第7節 ペット対策

ペット対策の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第6章第5節を準用する。

第8節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保

男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保については、各論Ⅰ第4部第6章第6節を準用する。

第6章 警備等対策

本章では、災害発生時に、県警察及び湘南海上保安署が行う避難誘導、救出救助活動、犯罪防止、交通規制等を実施するために必要な事項を定める。

第1節 陸上警備救助活動

1 警備対策

県警察は、災害発生に際しては、早期に警備体制を確立し、組織の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防・検挙その他公共の安全と秩序の維持に当たり、被災地における市民生活の安全安心の確保に万全を期することとする。

詳細は、各論Ⅰ第4部第5章第1節を準用する。

2 交通対策

県警察は、大規模な災害が発生した場合、人命の救助、災害の拡大防止等の災害応急対策等に従事する緊急通行車両の円滑な通行と地域住民等の速やかな避難の実施を図るため、関係機関の協力を得ながら緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

詳細は、各論Ⅰ第4部第5章第1節を準用する。

第2節 海上警備救助活動

海上においては湘南海上保安署が、災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたる。

詳細は、各論Ⅰ第4部第5章第2節を準用する。

第3部 災害種別対策計画

ここでは、本市において発生が想定される次の災害について、災害の種別に応じた個別の防災計画を定める。

- ① 船舶災害及び油流出海上災害
- ② 航空災害
- ③ 鉄道災害
- ④ 道路災害
- ⑤ 放射性物質災害
- ⑥ 危険物等災害
- ⑦ 中高層建築物・地下階災害
- ⑧ 大規模火災
- ⑨ 大規模断水
- ⑩ 大規模情報通信災害
- ⑪ 大規模停電
- ⑫ その他の災害

章	節	実施担当
第1章 船舶災害及び油流出海上災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第2章 航空災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第3章 鉄道災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第4章 道路災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第5章 放射性物質災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
	第3節 災害復旧	各指揮本部
第6章 危険物等災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
	第3節 消防局における応急対策	消防局指揮本部
第7章 中高層建築物・地下階災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第8章 大規模火災対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第9章 大規模断水対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第10章 大規模情報通信災害対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
第11章 大規模停電対策	第1節 災害予防	各指揮本部
	第2節 災害時の応急活動計画	各指揮本部

章	節	実施担当
第 12 章 その他の災害に共通する対策	第 1 節 災害応急対策への備え	各指揮本部
	第 2 節 災害発生直前の対策	各指揮本部
	第 3 節 災害時の応急活動計画	各指揮本部
	第 4 節 活動体制の確立	各指揮本部
	第 5 節 応急対策	各指揮本部

第1章 船舶海難及び油等流出海上災害対策

船舶の衝突、乗り上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障などの海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者などの発生といった船舶海難、また、タンカーなど船舶からの大規模な油等危険物流出による著しい海洋汚染、大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定める。

【災害の特徴】

災害の発生場所を地理的に分類すると、陸地に直接影響を及ぼす沿岸水域と、これ以外の海上に大別できる。

① 衝突事故

- ・事故発生場所は、船舶の交通環境と関連して港内及び沿岸水域に集中している。
- ・事故発生場所と同時に油の流出を伴ったもの、爆発を起こして全損したものもあり、後者の場合は、多くの死傷者が発生している。
- ・衝突した船舶が引火性の高い危険物積載のタンカーの場合は、爆発又は危険物の流出による海面火災の併発も予想される。

② 火災

- ・火災には、航行中の火災と停泊中の火災があるが、停泊中の火災は、海上航行中の火災と比較して、周辺に及ぼす影響が大きい。
- ・船舶は構造上水平の開口部が少なく、ほぼ密閉された状態で燃焼が続くため、船内に熱気、濃煙が充満し、消火・救助活動に支障を来す。

③ 爆発事故

- ・爆発事故の場合は、船舶全体に被害が及ぶことが多く、したがって死傷者も多い。
- ・爆発のみで終わる場合は少なく、引き続いて火災になることが多い。
- ・事故事例としては、航行中衝突し爆発という重複のケースもある。

④ 油流出事故

海上への流出油の拡散範囲は、次のとおり。

下表から、1万キロリットルの原油が流出したときの最大半径を推定すると、700メートルとなり、最大火災規模に達する時間は約3分であるとしている。

ア 三基のタンクから1万キロリットルの軽油が海上に流出した場合（計算上の値）

経過時間	流出油面半径	油の厚み	経過時間	流出油面半径	油の厚み
5分	216m	6.5cm	30分	470m	1.4cm
10分	306m	3.3cm	60分	510m	1.1cm
20分	425m	1.7cm	10時間	697m	0.6cm

イ 一時的に流出し、直ちに着火した場合（実験結果）

燃 料	容 量 (リットル)	最大半径 (m)	最大火災になるまで の時間 (min)	油面拡大速度 (m/min)
ガソリン	3,900	13.3	2	6.5
	5,300	17.4	2.5	11.8
原 油	78,000	65.0	3.25	21.6

【災害事例】

1997 年（平成 9 年）1 月 2 日 2 時 51 分頃、中国、上海からロシア・ペトロパブロフスク向け航行中のロシア船籍タンカー、ナホトカ号は、島根県隠岐島沖で船体を破損し、船尾部が沈没し、船首部分が漂流するという事故が発生した。

これにより、乗員 1 名が死亡し、積載していた重油 19,000 キロリットル（推定）が流れだし、船首部分には 2,800 キロリットル（推定）を残したまま漂流し、環境、漁業庫に甚大な被害を与えた。

流出した原油は荒天続きで、海上で油処理剤をほとんど散布できなかったこともあって、1 月 7 日朝、福井県三国町の安島岬付近の海岸に漂着し、ついで石川県加賀市の海岸に漂着した。

同 7 日 14 時 30 分頃には、漂流していた船首部分も三国町安島岬沖 1 キロメートルの岩場に座礁し、新たな流出源となった。

油は、対馬海流にのり、さらに広がり富山県を除き島根県から秋田県までの日本海 1 府 8 県の海岸に漂着した。

政府は、運輸省内に関係機関の職員で構成する「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」を設け、関係閣僚会議を開き対策に取り組んだ。

漂流現場では、バキュームポンプを使用しての油回収作業が行われたが、海岸が断壁であったことや、回収機材が漂流場所へ接近困難だったことにより、バケツ、柄杓を使用した人海作戦に頼らざるを得なかった。

この作業は、消防職員、消防団、町職員、漁業関係者など地元住民のほか、28 万を超えるボランティアが参加し、また、福井県知事の災害派遣要請を受けた陸上自衛隊 150 人が災害予防活動に加わった。

しかし、流出した油は精製過程最後の段階にできる不純物の多い C 重油で、キシレン、エチルベンゼンなど危険物による健康被害も考えられ、作業は困難を極めた。

自治省消防庁も衛星中継を利用した画像伝送システムなどの機能を有する現地活動支援者を派遣し活動の支援を行った。

座礁した船首部分に対する重油の抜き取り作業は、1 月 16 日に開始され、運輸省に設けられた検討委員会は 3 月 26 日に新たな重油の流出はなく、船体部を引き揚げ、亀裂をふさぐ必要はないとの答申を出した。

また、福井県三国町も 3 月いっぱいボランティアの受入れは終了し、被災各地も順次これに続いた。

第1節 災害予防

1 船舶の安全確保

(1) 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努める。

(2) 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努める。

(3) 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。

- ア 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- イ 港湾における航行制限
- ウ 港内における工事・作業等についての規制
- エ 危険物積載船舶等に対する規制

2 災害応急対策への備え

(1) 情報の収集・連絡

第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立する。

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2) 搜索、救助・救急活動

第三管区海上保安本部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

(3) 消火活動

第三管区海上保安本部及び消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努める。

(4) 医療救護活動

市は、県及び関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努める。

また、市は救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防除資機材の整備

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3に定める船舶所有者及び船舶の係留施設の管理者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備する。

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに防除資機材の充実に努める。

(6) 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努める。

第2節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

(1) 船舶事故情報の連絡

関係事業者等は、大規模な船舶事故及び大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに第三管区海上保安本部に連絡する。

第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合、及び大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事故情報を県及び関係機関へ連絡する。

県は、「神奈川県油流出事故対策初動マニュアル」を策定し、これに基づき、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、市及び関係機関へ連絡する。

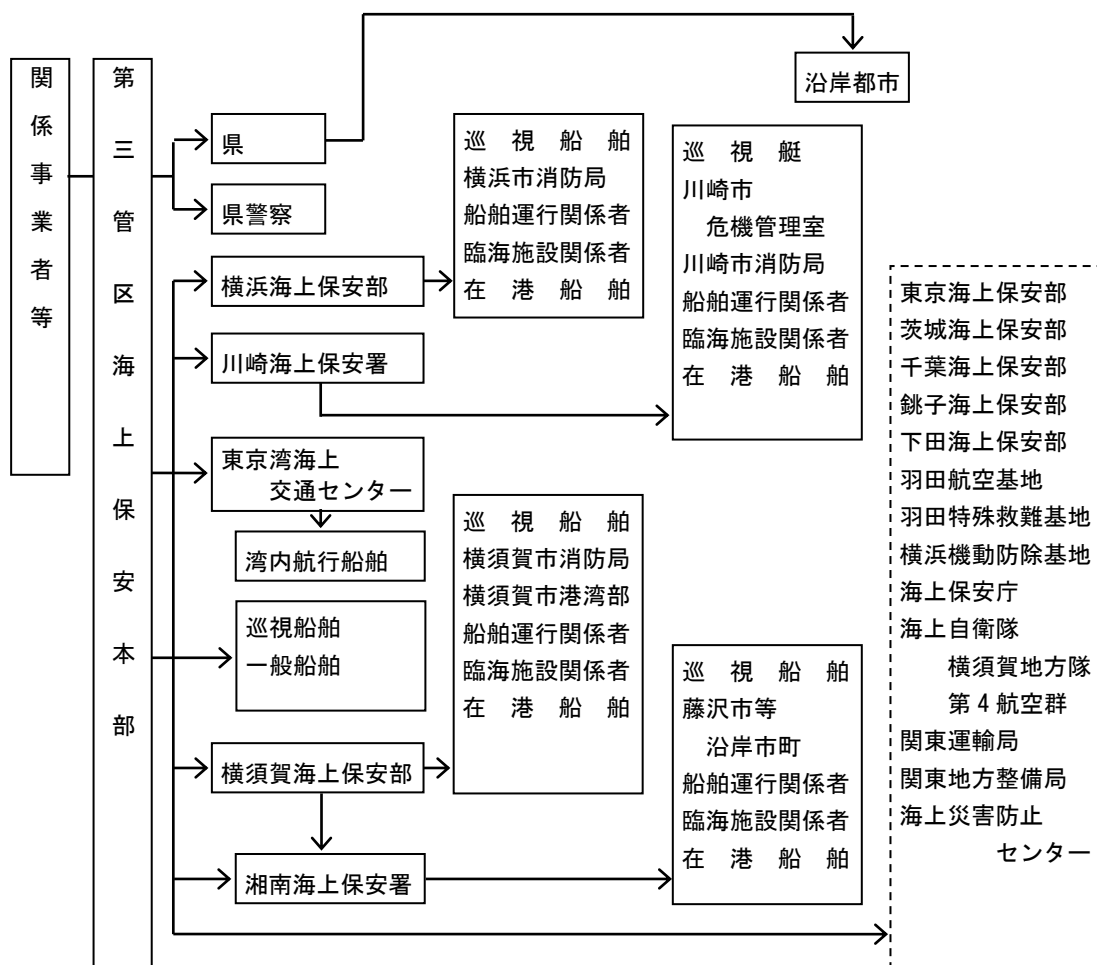


図 3-1 船舶等の事故災害時の連絡系統図

(2) 被害情報の収集・連絡

関係事業者は、大規模な船舶事故及び大規模な油流出等海上事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡する。

市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本

部を設置するなど、必要な体制を確立する。

(2) 市の活動体制

市は、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(3) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとる。

(4) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 搜索活動

市は、第三管区海上保安本部と相互に連携し、船舶及び航空機など多様な手段を活用し搜索を実施する。消防局は、必要に応じて神奈川県下消防相互応援協定に基づき、消防艇の要請や航空機特別応援実施計画に基づきヘリコプターの要請を行う。

(2) 救助・救急活動

事故を発生させた関係事業者は、救助及び応急救護活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行う。

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(3) 消火活動

関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第三管区海上保安本部又は市は、海上の火災を覚知した場合は、相互に直ちにその旨を通報する。海上部の火災の場合は、市は海上保安部の要請に基づき、沿岸部等の火災の場合は、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行う。

(4) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び市の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また、日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

(6) 災害広報の実施

市、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

次について、必要により漁業組合等へ情報提供する。

- ア 事故概要、油等の影響、動向
- イ 漁港被害状況の収集
- ウ 漁業組合等のとる措置等

(7) 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(8) 防除措置

海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じる。

第三管区海上保安本部は、海上事故により油等が流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。

第三管区海上保安本部は、大量の油等の流出があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

排出油等の処理にあたっては、海洋環境の保全に配慮して行う。

（９）応援体制

第三管区海上保安本部は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講ずることを要請する。また、油等防除体制の整備に必要な情報を提供する。

市は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行う。

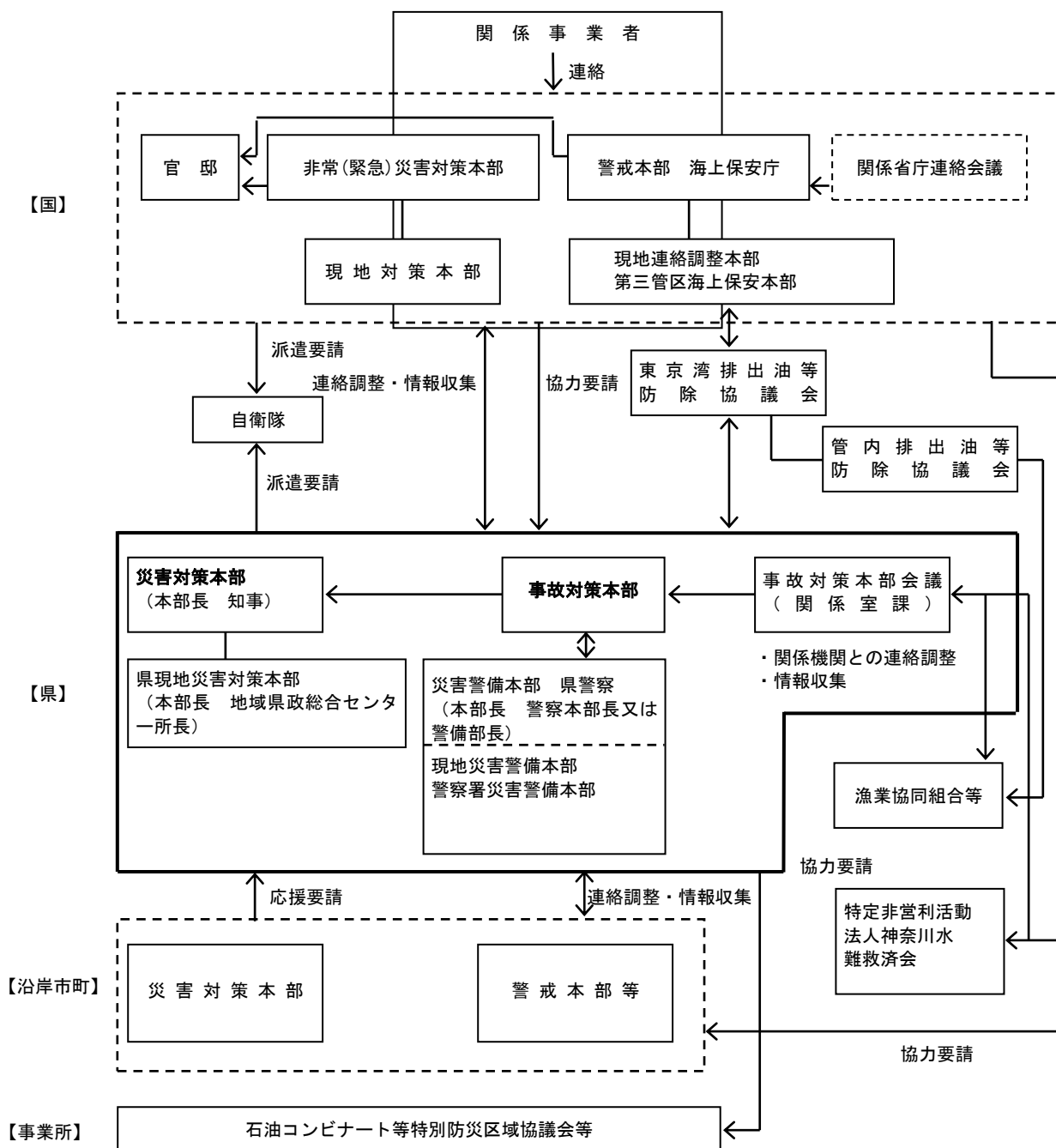
市は、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道府県等に資機材の提供を求め、調整を行う。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行う。

（１０）避難対策

市、第三管区海上保安本部及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて高齢者等避難又は避難指示、緊急安全確保を行う。

（１１）油の回収・処理の実施

経済部と環境部の関係各課は、県の海岸管理部門と協力し、油の回収・処理を実施する。過去の災害における教訓から多くのボランティアが必要となるため、必要に応じ福祉部は、ボランティア受入れ等の対応を行う。



4 その他第三管区海上保安本部の措置

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある

る事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

(3) 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置するなど、必要な体制を確立する。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶の航行を制限又は禁止する。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成 18 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号)に基づき、海上災害救助用物品を災害による被害者等に対して無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援する。

(8) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、船舶の航行を制限又は禁止する。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。

(9) 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行う。

5 消防活動計画

港湾区域、漁港区域その他、海水浴場等周辺において発生が予想される大量の流出油災害は、多くの人命危険を伴い、また火災のおそれがあることから、消防局は、出火防止及び出火警戒への対応及び人命救助活動を最優先した対応を図る。

(1) 大規模油等流出事故対策

ア 情報の収集、伝達

大規模油流出事故発生又は、発生のおそれのある事故の発生の連絡、通報を受けた場合は、湘南海上保安署、その他の関係機関からの事故情報の確認を行い、災害対策本部へ初期情報の伝達を行う。

初期情報により流出油等に毒性があることが判明したときは、空気呼吸器、防毒衣等の身体保護具を装備する。

流出油の種類及び状況により人命への危険や出火のおそれがある場合は、海岸線に消防隊を派遣し警戒を行う。

イ 大気汚染対策

臭気呼び大気汚染に関する情報及び住民の注意すべき事項について広報を行う。

ウ 油等の処理、回収等

(ア) 情報の収集

必要に応じて、油等の成分、性質等を聴取するとともに効果的な回収、処置方法につ

いて意見を聴取し、油等の拡散状況を把握する。

(イ) 油等の処理、回収作業の実施

流出油等による火災の警戒措置及び火災が発生した場合は、湘南海上保安署や関係機関と連携し、消火活動を実施する。

放水等により拡散作業が必要と認められたときは、拡散作業を実施する。

(2) 火災爆発事故対策

船舶の火災、爆発時における港湾施設への二次災害防止のため、関係機関と有機的な連携活動を実施し被害の軽減を図る。

ア 消防隊等の出動

船舶火災に対する消防隊等の出動は、別に定める消防計画に基づき第一出動から特命出動まで災害の状況に応じて増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

イ 現場指揮本部の設置

発災地直近の陸上に現場指揮本部を設置し、状況把握に努め、必要消防力の判断及び関係機関との連絡を密にした活動方針の決定と対応を図る。

ウ 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止を図るため、警戒区域を早期に設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

また、災害の推移に応じて、区域の拡大、縮小を行う。

エ 消防活動の重点実施項目

(ア) 人命救助優先活動

(イ) 流出油拡大防止活動

(ウ) 関係機関との連携確保

(エ) 油処理等必要資機材の要請配意

第2章 航空災害対策

【事故発生状況】

本市の北約4kmに「厚木基地」(綾瀬市・大和市)が立地しており、本市上空が米軍や海上自衛隊の飛行コースになっている。

また、本市上空に航空路が設定されており、過去に数件市内で航空機事故が発生している。本市内で発生した主な航空機事故の概要について次に示す。

① 藤沢市高倉スカイホーク墜落事故

1961年(昭和36年)4月21日9時10分頃、藤沢市高倉に岩国海兵航空基地所属A4D-2スカイホーク攻撃機が墜落した。同機は厚木海軍飛行場を発進直後、故障を生じたため集落地を避けて農地に着陸しようと努めたが、高圧線に触れて民家に墜落し、パイロットは死亡した。

住民の死亡1人、負傷者2人、家屋の全焼1棟のほか、農作物にも被害が及んだ。

県知事は、内閣総理大臣をはじめ、関係政府機関及び米軍に対し、補償の即時実施、事故防止、集落・公共施設などの上空における飛行禁止、特に低空飛行の禁止などを要請した。

米軍からは、厚木海軍飛行場の離発着訓練の一部を木更津で実施すること、また人口密集地上空における低空飛行を避けること、航空機の安全のため、改善に絶えざる努力を続ける旨回答があった。

② 藤沢市片瀬米軍ヘリコプター墜落事故

1984年(昭和59年)10月17日、米空軍横田基地所属のヘリコプター(UH-1N)が藤沢市片瀬5丁目の工事用仮設道路上に墜落する事故が起きた。住民の人身事故はなかったが、この地域は住宅密集地で一歩間違えば大惨事につながる事故であった。

県知事は、直ちに在日米軍司令官あて抗議電報を打電するとともに、国及び米軍に対し、事故要因の早期究明、事故再発防止対策、飛行の安全対策の確立、被害者に対する万全な補償を申し入れた。

③ 藤沢市長後米空母艦載機からの部品落下事故

2002年(平成14年)9月15日、藤沢市長後において、米空母艦載機EA-6Bからの部品落下事故が起きた。人的被害はなかったものの、部品は民家の車庫に落下しており、一歩間違えば人命に関わる事故であった。

県及び藤沢市を含む基地関係9市で組織している「神奈川県基地関係県市連絡協議会」は、外務大臣をはじめ、関係政府機関及び米軍に対し、事故原因の早期究明、事故再発防止対策、飛行の安全対策の確立などを要請した。

【対策の現状】

本市に係る航空機事故としては、民間航空機によるものよりも、北約4kmに位置する厚木基地関連の航空機事故の可能性が今後も考えられる。

過去の事件事例から見ても、艦載機等の航空機が万一墜落事故等を起こせば大惨事につながる可能性が大きいことから、本市においても安全対策が重要な課題となる。

① 神奈川県基地関係県市連絡協議会

基地関係県市連絡協議会は、米軍基地に関係する県内9市と県が密接な連携を保ち、相互に協力して基地対策行政の円滑な運営を図ることを目的として、1964年（昭和39年）5月21日に結成された。

協議会の構成は、神奈川県、横浜市、横須賀市、藤沢市、逗子市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の1県9市となり、藤沢市は当初から加盟している。本協議会は、次の事業を行っている。

- ・ 県内米軍基地の整理、縮小と早期返還の実現
- ・ 基地跡地の利用に関すること
- ・ 基地公害の防止及び周辺対策に関すること
- ・ 基地対策推進のための調査・研究等

② 航空機交通管制方式の変更

海上自衛隊第4航空群（厚木）と在日米軍（横田）は、1977年（昭和52年）9月27日横浜市緑区荏田町で発生した米軍機墜落事故に関する日米合同委員会事故分科委員会の勧告を受けて、事故後の改善措置を図るため、航空交通管制の再検討を進めた。

その結果、日米間で新しい航空交通管制について合意が得られ、1978年（昭和53年）6月29日、防衛庁は「厚木飛行場周辺の航空交通管制の再検討について」を発表し、1978年（昭和53年）7月3日から新方式による運行が始められた。

③ 航空機事故連絡体制の整備

1977年（昭和52年）9月27日、横浜市緑区で発生した航空機墜落事故に端を発し、昭和53年1月の日米合同委員会事故分科会で「基地ごとに、事故が発生した場合には密接な連絡及び調整に努める。」との勧告がなされた。これを受けた横浜防衛施設局では、昭和53年末から、県及び関係市等関係機関に働きかけ、航空機事故にかかる連絡調整体制を整備するための協議会が重ねられた。

その結果、次の点で、国と関係自治体などの間で意見の一致が見られ、関係機関相互の緊急体制や応急援助活動など必要な事項を協議する「航空事故等連絡協議会」が1987年（昭和62年）1月20日に設立された。

- ・ 航空機事故だけでなく陸上、海上で発生した不測の事故も対象とする
- ・ 応急及び救援活動を要しない軽微な事故についても措置をする

- ・具体的な体制づくりは、協議会を設置して検討する

この協議会は、藤沢市をはじめ関係自治体の行政、消防、警察、防衛、海上保安庁等の関係機関 22 団体をもって構成し、発足後も具体的な体制づくりについて検討を重ね、1988 年（昭和 63 年）1 月 29 日「航空事故等に係る緊急措置要領」が関係機関で合意され緊急時の各機関の体制が整った。

第1節 災害予防

1 災害応急対策への備え

（１）災害情報の収集・伝達体制の充実

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

（２）医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

（３）航空事故等連絡協議会

市は、航空事故等連絡協議会において、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害が発生した場合、関係機関相互の迅速な連絡体制の整備や総合的な応急対策が実施できるよう、関係機関と連絡協議を行う。

第2節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

（１）航空事故情報の連絡

ア 民間航空機

民間航空機事故発生時の連絡系統は、次のとおりである。

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。

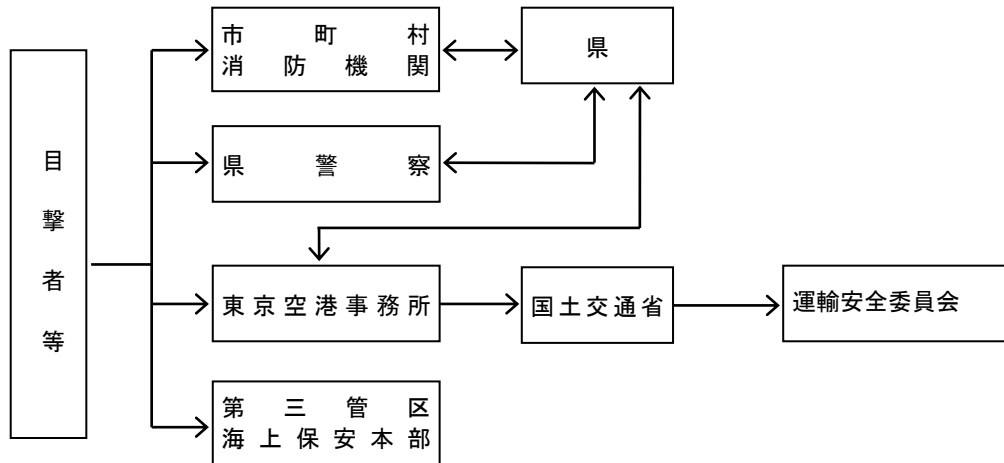


図 3-3 民間航空機事故発生時の連絡系統図

イ 米軍機又は自衛隊機

米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統は、次のとおりである。

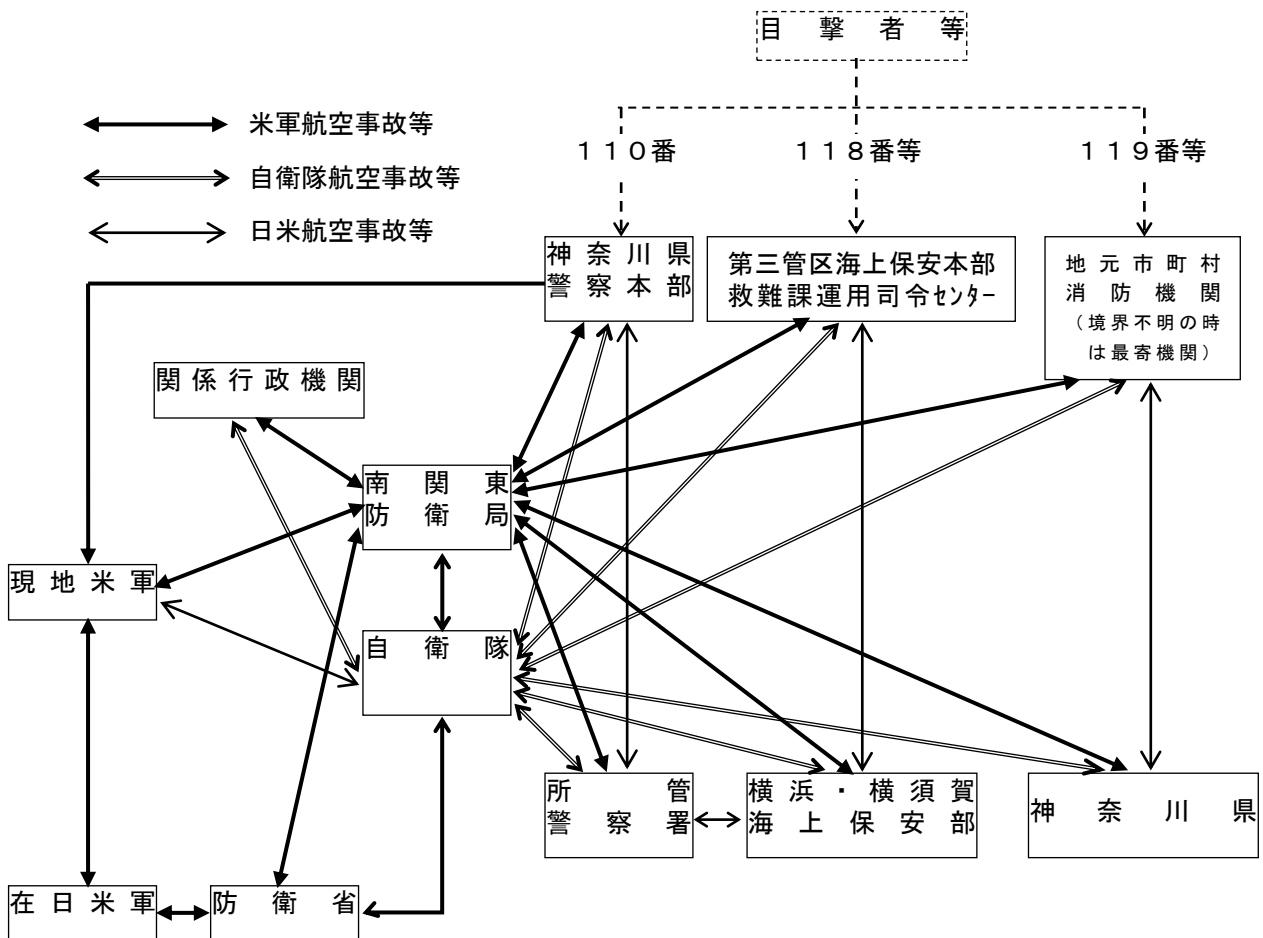


図 3-4 米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図

(2) 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

航空機を所有する事業者及び関係機関は、自己の航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から民間航空機については、国土交通省へ、米軍又は自衛隊機については、あらかじめ定められた他の関係機関の連絡責任者へ、直ちに連絡する。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに民間航空機については県へ、米軍機については南関東防衛局へ、自衛隊機については自衛隊へそれぞれ報告を行う。

(3) 応急対策活動情報の連絡

航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

航空機災害は、人的被害が最も多く発生すると予想され、しかも市街地に墜落した場合は、火災面積が拡大する危険性があることから人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するほか、基本的な活動を定め、被害の軽減を図る。

なお、米軍機又は自衛隊機の事故発生時は、航空事故等に係る緊急措置要領により、市は応急及び救援活動の協力を努める。

(1) 市の活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとる。

(3) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に

通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 搜索、救助・救急活動

消防機関は、保有する車両・資機材及び県下消防相互応援協定による応援要請により消防部隊と相互連携し人命検索及び救助活動を実施する。

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市は、必要に応じて県下消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

市域外で発災した場合、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、東京航空事務所、海上自衛隊第4航空群及び市の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また、日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(4) 避難対策

市街地に落下した場合の地域住民等の避難の勧告又は指示については、各論Ⅰ第4部にに基づき実施する。また、海上に落下した場合は海上保安庁が対応を図るものとする。

必要に応じ警戒区域を設定し関係者以外の立入制限、退去等を命ずる。

(5) 災害広報の実施

市、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

4 消防活動計画

航空機災害は、人的被害が最も多く発生すると予想され、しかも市街地に墜落した場合は、火災面積が拡大する危険性があることから人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するほか、基本的な活動を定め、被害の軽減を図るものである。

(1) 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、火災出動区分の第2出動及び救急出動区分の第3出動を原則とするが、災害の状況に応じて、特殊車両及び必要資機材を含めて部隊を増強する。

(2) 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期すことを目的として現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等の主要な任務を行う。また、災害の状況によっては前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに部隊間を有機的に連携させ、防ぎよ活動の効率化を図る。

(3) 情報収集

- ア 要救助者情報
- イ 災害の状況（関係者、関係機関からの情報）

(4) 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止を図るため、警戒区域を早期に設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

また、災害の推移に応じて、区域の拡大、縮小を行う。

(5) 消防活動の主眼

- ア 情報収集（関係者等からの収集）
- イ 人命検索、人命救助避難誘導
- ウ 現場仮救護所の設置及び搬送体制の確立
- エ 必要消防力の判断及び部隊増強、早期要請
- オ 消防隊の集結場所の指定
- カ 泡消火活動及び搬送体制の確立
- キ 前進指揮所の設置
- ク 医療機関及び防災関係機関への通報連絡及び要請
- ケ 現場広報の実施
- コ 二次災害防止措置及び警戒区域の設定

第3章 鉄道災害対策

【現状】

本市内には、JR 東海（新幹線）、JR 東日本 2 駅（東海道線）、JR 貨物、小田急電鉄 9 駅（江ノ島線）、江ノ島電鉄 6 駅、湘南モノレール 2 駅（江の島線）、横浜市営地下鉄 1 駅（ブルーライン）、相模鉄道 1 駅（相鉄いずみ野線）の鉄道施設がある。

第1節 災害予防

鉄道、地下鉄、湘南モノレール（以下「鉄道等」という。）の施設において火災、衝突事故、その他の事故の災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害発生による被害の拡大も予想される。鉄道等の施設における災害発生時には迅速、的確な消防活動が要求されることから、平常時からの反復訓練と施設の実態把握を行うことにより、人命の保護と被害の軽減を図る。

1 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりとする。

（１）保安対策

橋りょう、高架橋、トンネル等構造物の点検保守を行うほか、CTC 装置（PRC 付加）を取り入れ、運転保安度の向上を行う。また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努める。

ア 自動列車停止装置（ATS）

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能である。

イ 自動列車制御装置（ATC）

走行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能である。

ウ 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理している輸送司令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できる。

エ 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせる。

(2) 事故対策訓練の実施

年1回の事故想定訓練を実施するほか、全国交通安全運動等各種運動期間中、職場ごとに防災対策に必要な訓練を実施する。

(3) 防災広報の充実

災害に伴う混乱を防止し、輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により随時広報に努める。

(4) 体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

2 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(3) 消火活動

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

第2節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、県警察及び市に連絡し、市は県に、県は関東運輸局へ連絡する。

(2) 被害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市へ連絡する。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置く。応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する。

(3) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行う。

なお、必要により県警察及び消防機関に出動、救援を要請する。

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

市域外で発災した場合、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、市及び鉄道機関の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行う。

また、日本赤十字社神奈川支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(5) 災害広報の実施

鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。

また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。

市、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

4 消防活動計画

鉄道等の施設において火災、衝突事故、その他の事故の災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害発生による被害の拡大も予想される。

この計画は、鉄道等の施設における災害発生時に迅速、的確な消防活動を展開し、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

(1) 消防隊等の出動計画

鉄道施設の災害発生時の消防隊等の出動は、別に定める消防計画に基づき、第1出動から特命出動まで災害の状況に応じて、増強部隊を出動させ、消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

災害及び地勢の特異性を考慮し、災害種別に関係なく現場指揮本部を設置し、鉄道関係者

と協議し、次の任務を行うものとする。

なお、災害現場が現場指揮本部から遠隔となる場合は、災害現場直近に前進指揮所を設置し、これを拠点として活動する。

- ア 災害の種別、規模、人的被害等災害状況の把握
- イ 活動方針の決定
- ウ 必要消防隊等の早期要請並びに資機材の集結
- エ 関係方面への連絡及び応急措置の要請
- オ 消防水利の確保
- カ トリアージ・収容医療機関の調整

(3) 情報受伝達内容

- ア 要救助者、受傷者情報
- イ 災害の状況（関係者、関係機関からの情報）
- ウ 機動電源等活動危険要因の確認、排除
- エ 受入れ可能病院情報の確認
- オ 地形等の確認

(4) 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止を図るため、警戒区域を早期に設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

また、災害の推移に応じて、区域の拡大、縮小を行う。

(5) 消防活動の主眼

- ア 人命救助を最優先とし、避難誘導、人命検索等の実施
- イ 災害状況の早期把握
- ウ 駅務員、乗務員等関係機関と連絡を密にした活動
- エ 必要消防力の判断及び部隊増強、応援要請の実施

5 東海旅客鉄道（株）の応急対策（東海旅客鉄道（株）の防災業務計画より抜粋）

(1) 災害対策本部等の設置、運営

事故、又は災害等で、著しい支障、又は社会的に著しい影響のある事象が発生した場合は、あらかじめ対策本部の設置基準を定め、事故・災害が発生した場合、その基準に基づき対策本部を新幹線鉄道事業本部内に設置する。また、その基準に合わせ、事故現場に現地対策本部を設置して応急活動を行う。

(2) 応急措置

鉄道施設において事故、又は災害等が発生したときの応急措置は次のとおりとする。

ア 情報の収集

事故、又は災害等が発生したときは、的確な情報の収集を行うとともに、収集した情報については関係機関に提供するものとする。

イ 消防機関などへの出動要請

事故、又は災害等を覚知したときは、事故の態様等を確認し、速やかに消防機関等に対し、救急・消火活動について出動要請を行うものとする。

ウ 後続列車等の停止措置

二次災害を防止するため輸送指令等は、後続列車等について適切な停止措置を行うものとする。

エ 自衛消防隊による応急活動

事故、又は災害が発生した場合、自衛消防隊等により応急救急及び初期消火活動を行うものとする。

オ 乗客等の避難誘導

駅における旅客等の避難誘導については、次のとおりとする。

- ⌘ 駅周辺の被害状況の把握に努め、旅客の駅構外への避難の可否、安全性について判断する。
- ⌘ 輸送指令等から列車運行状況及び沿線の被害状況等について情報を収集し、旅客に周知する。
- ⌘ 避難誘導班は、市災害対策本部と連携をとりながら駅長の指示に従い、指定緊急避難場所（大規模火災）等に適切な誘導を行う。
- ⌘ 列車における旅客等の避難誘導については、災害発生等でやむなく旅客を車外に脱出させる必要が生じた場合、反対線路の停止手配を確認するなど、安全かつ迅速な誘導を行う。

カ 乗客等に対する混乱防止

乗客等に対し、事故の態様、被害の状況及び今後とるべき措置等の広報を行い、動揺、混乱等パニックの発生を防止する。

キ 運行中の火災等発生時の留意事項

（ア）列車停止措置

列車運行中に火災等の発生を覚知したときは、乗務員は速やかに停止措置をとるものとするが、トンネル内、橋りょう上などの場合は、できるかぎり安全な場所まで走行し、停車させるものとする。ただし、火災が発生した列車を停止させる箇所が別に指定されているときは、その箇所に停止させる手配をとるものとする。

(イ) 送電停止措置

新幹線の架線には、25,000V の電圧が流れているため、火災等の消火活動を行う場合は、送電停止措置を行った後、消火活動を行う。

(ウ) 難燃性の措置

新幹線車両の外板、内張り、床、座席、カーテン等は、不燃性又は難燃性の材料及び同様の加工処理をしたものが使用されており、燃えないようあらかじめ措置されている。

(エ) 柵内の立入り

柵内への立入りは、門鎖（軌道内作業用資機材搬入口）及び門扉を活用する。

また、高架、橋りょう、切取り部等軌道施設の形状に応じ、はしご車、携帯はしご、ロープ等を臨機応変に活用する。

(オ) トンネル内で災害が発生した場合

人命救出、避難誘導にあたっては、トンネル出口までの距離と風向を対比し、安全が確保でき、かつ速やかに脱出できる方向を決定して行う。

(カ) トンネル内の設備

- ・ 救出作業に支障ないように、昼間であっても照明器具を確保している。また、トンネル内壁面に 500m 間隔で距離表示を設置してある。
- ・ トンネル内には、沿線電話機を 500m 間隔に、照明灯を 15m 間隔で両側に設置してある。また、機材坑等には、消火器（強化液形 10 本、粉末型 10 本）を設置してある。（ただし、5km 以上の長大トンネルに限る。）
- ・ トンネル内において、他の列車の進入を防止するため、250m 間隔で保守用通路の側壁に列車防護スイッチを取り付けている。

6 JR 東日本の応急対策（JR 東日本の防災業務計画より抜粋）

(1) 緊急広報及び旅客の案内等

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、次により旅客等に周知する。

ア 駅等の旅客に対する広報

災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。

イ 乗務員の広報

乗務員は、災害により列車を駅間等で停止、又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況その他を把握し、放送等により案内し、旅客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 旅客の避難案内等

災害時における旅客及び社員の避難について以下により案内を行う。

ア 避難誘導体制

自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備しておく。

イ 避難誘導

災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他の二次災害のおそれがある場合、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに、指定緊急避難場所（大規模火災）等への避難指示のあったとき、並びに一時避難場所に危険のおそれがある場合は、市災害対策本部と連携をとりながら指定緊急避難場所（大規模火災）所等に避難するよう案内する。

(3) 水防、消火及び救助に関する措置

出水、火災等の被害から人命及び施設を守るため、設置してある機器、用具等の活用並びに救護の措置は次による。

ア 出水等への措置

地下駅において、集中豪雨、水道管破裂等による道路面から浸水のおそれがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板及び土のう積み工法等により浸水防止を図る。

地下トンネルにおいて、豪雨時によるトンネル両端から浸水のある場合は、トンネルたて坑に設けてある排水設備により排水に努める。

イ 消火活動

地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

ウ 救出、救援活動

災害等により負傷者が発生した場合、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出活動に努める。

列車等の大規模被害による多数の死傷者が発生した場合、現地対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請要領を確立する。

(4) 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電

話等、通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を行う。

(5) 電力の確保

災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講ずるなど、早期に給電を確保する。

(6) 交通輸送対策

災害区間着、又は通過する旅客の乗車券等の発売制限及び輸送制限、迂回線区輸送力の状況、他社線との振替輸送並びに新幹線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(7) 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携とともに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については、以下により旅客の安全を確保する。

- ア 混乱防止の広報要領、営業中止、制限の時期及び方法
- イ 旅客の避難誘導方法及び避難場所
- ウ 警備方法及び鉄道警察隊の要請要領

7 化成品輸送車両などの緊急措置（日本貨物鉄道（株）防災業務計画より抜粋）

化成品積タンク車等の緊急措置は「タンク車貨物異常時応急措置ハンドブック」によって行うほか、以下によるものとする。

化成品タンク車の事故が発生し、貨物の漏えい、その他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれがあるとき、管轄現業長は、「化成品積タンク車応急措置要領」によるほか、以下によるものとする。

(1) 通報

速報、連絡系統図によって消防、警察に通報するとともに、関係業務機関及び協力化学企業等に対し、速やかに次の事項を通報する。

- ア 事故発生場所及び発生の時刻
- イ 貨車種別及び化成品の品名、数量
- ウ 事故車両の状況、化成品の流出、噴出、火災、爆発、中毒の発生危険の有無、又は発生の状況
- エ 事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無
- オ 死傷者発生の状況

(2) 救護

関係の駅・区長は、医師及び看護師からなる救護班と救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当にあたる。

(3) 出火防止

引火性液体、石油類等が流出したときは、砂などをもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに、消火設備を用意して出火に備える。

タンク車が横転、又は亀裂などが生じ、化成品の流出のおそれがあるときは、直ちに連結車両を切り離し、安全な箇所へ移動する。

事故タンク車に残留油がある場合は、消火対策に万全の手配をした後、速やかにタンクローリー車に移し替えるなどの措置をとる。

(4) 避難

可燃性ガス、有毒ガスなどが噴出して周辺及び風下等に危険発生のおそれがあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民に対し避難手配をとる。

(5) 化成品の収容措置

化成品積タンク車に事故が発生した場合、出荷企業、又は関係者に通報し、速やかに応急の措置をとるよう要請する。

(6) 初期消火

駅・区長は、化成品積タンク車その他の事故により火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮し、流出防止の措置と併せ、消防隊の到着するまで、消火器、乾燥砂等によって初期消火作業を行うものとする。

(7) 隔離

災害を発した化成品積タンク車両等が運行可能な場合は、切り離して安全な場所に隔離するなどの措置をとる。

(8) 立入りの禁止

緊急措置要員のほかは、すべて立入りを禁止する。

8 小田急電鉄（株）の応急対策（小田急電鉄（株）の防災業務計画より抜粋）

(1) 活動方針

災害が発生した場合は、社内制定の「危機管理規則」に基づき、本社に総合対策本部、また、状況により災害発生現場等に現地対策チームを設置し、被害状況を把握するとともに、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(2) 警戒体制

ア 異常気象警戒本部の設置

気象庁より異常気象に対する注意報又は警報が発表されたときは、「異常気象事前警戒基準」に基づいた警戒体制をとる。

イ 異常気象時の運転取扱

- ⌘ 運輸司令所長は、当社が設置した風速計、雨量計の計測値を基に、全線の降雨状況及び風速状況を把握し、区間を指定し運転規制を実施する。
- ✓ 風速が激しい場合は、「風速が激しい場合の取扱」に基づき風速計の計測値によって定められた運転規制を実施する。
- ⌘ 降雨の激しい場合は、「降雨時の取扱」に基づき雨量計の時間雨量及び連続雨量の計測値によって定められた運転規制を実施する。

(3) 災害発生時の体制

災害が発生した場合は、社内制定の「危機管理規則」に基づき、本社に総合対策本部、また、状況により災害発生現場等に現地対策チームを設置し、被害状況を把握するとともに、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(4) 災害発生時の初動措置

ア 非常召集

災害が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「緊急動員手配系統図」により関係従業員の非常召集を行う。

イ 応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

ウ 初期消火及び火災防ぎょ活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防ぎょ活動を行う。

(5) 避難誘導

ア 構内放送等により状況を説明し、混乱防止を図るとともに、必要に応じて指定緊急避難場所（大規模火災）又は安全な場所と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

イ 災害の規模に応じて安全な場所に列車を停車させる。

また、さらに車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

9 江ノ島電鉄（株）の応急対策（江ノ島電鉄（株）の防災業務計画より抜粋）

（１）防災組織体制概要

各駅、区別に防災組織を置き、区長を指揮者とする防災体制をとる。（防火管理規定の鉄道関係を充当する。）

（２）応急対策実施要領

- ア 保全対策
- イ 技術係員に巡回及び検査の励行を徹底させる。
- ウ 輸送応急対策
- エ 災害の状況に応じ、当社自動車線に切替輸送を依頼する。
- オ 応急復旧作業
- カ 事故復旧対策組織を適用するとともに関係係員を動員して復旧に努める。

（３）通信連絡体制

- ア 列車無線及び社内専用電話を利用し、災害情報、応急活動等を連絡指示する。
- イ 緊急自動車（無線付き）を災害地へ急派し、連絡にあたる。

10 湘南モノレール（株）の応急対策（湘南モノレール（株）の防災業務計画より抜粋）

（１）災害対策本部の設置

災害が発生した場合、被害を最小限に止め、旅客の安全を確保するため、災害対策本部を本社に設置し、復旧及び救援作業等の指示を行う。

（２）応急対策実施項目

- ア 情報収集・伝達
- イ 施設点検・被害状況の把握
- ウ 応急輸送対策
- エ 応急復旧対策
- オ 緊急応援者の動員
- カ 指定工事業者の応援依頼

（３）通信連絡体制

- ア 無線電話及び社内専用電話を利用し、災害情報、応急活動等を連絡指示する。
- イ 緊急自動車（無線付き）を災害地へ急派し、連絡にあたる。

11 横浜市営地下鉄の応急対策（横浜市営地下鉄の防災業務計画より抜粋）

（１）応急対策

地震が発生した場合は、旅客の安全の確保を第一に「地震発生時の運転規制等に関する要

領」に基づき対応する。

(2) 応急体制

災害が発生又は予想される場合は、交通局電車部内に非常災害対策本部を設置し、被害状況等の情報を的確に把握して復旧作業の迅速化を図る。

(3) 通信連絡体制

鉄道電融運転指令電話、列車無線、NTT 電話等を活用して情報収集、連絡指示を行う。

なお、有線電話による通信ができない場合或いはつながりにくい場合は、超短波無線電話の利用も可能。

1 2 相模鉄道（株）の応急対策（相模鉄道（株）事故・災害等対策規則より抜粋）

(1) 目的

事故、災害及び不測の異常事態（以下「事故・災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置を定め、もって輸送の安全を確保し、相模鉄道の社会的使命を果たすことを目的とする。

(2) 定義

この規則における用語の定義は、次のとおりとする

① 事故

鉄道事故その他事故をいう。

② 災害

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、落雷、津波その他自然災害及び火災の発生による被害をいう。

(3) 各種体制の発令及び解除

特別非常体制、非常体制、警戒体制及び注意体制（以下「各種体制」という。）の発令及び解除は社長が行うものとする。なお、特別非常体制及び非常体制が発令された場合には、本社部門は通常業務を必要最低限の人員で稼働し、その他の社員は、事故・災害等対策本部からの指示に基づき具体的な措置を講じるものとする。

(4) 各種体制の発令基準

社長は、別表2「各種体制の種類及び発令基準」に基づき行うものとする。

(5) 事故・災害等対策本部の設置

特別非常体制及び非常体制が発令された場合は、本社内に事故・災害等対策本部を設置し、

事故・災害等対策本部長は社長とする。

(6) 指令及び連絡体制

対策本部からの指令及び情報提供の方法については、伝達内容の徹底と錯誤の防止を図るため、対策本部指令（様式第2号）、対策本部指令（様式第3号）の書式を使用して行うこととする。

※ 事故・災害等対策規則は相鉄湘南台駅常備

第4章 道路災害対策

【現状】

本市は、東西交通の要衝であることから通過交通が多く、この特色が市内の幹線道路混雑の主な要因であるといえる。市内の中央部を走る国道 1 号や国道 134 号、また、国道 467 号は、大型車の混入率も高く、また危険物運搬車両の走行も多いことから、衝突等による死傷者を伴う大規模な自動車事故災害の発生が危惧されている。

第1節 災害予防

1 道路管理者の措置

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(3) 関係機関との事前協議

災害発生時における救急、消火活動、通行の禁止制限及び広報活動などに関し、あらかじめ本市並びに関係各機関と協議して実施する。

(4) 職員等に対する防災教育及び訓練

ア 職員等に対する防災教育及び訓練

防災に関する一般的知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、所属職員並びに管理業務委託会社、請負会社の従業員を対象として講習会による防災教育を実施する。

イ 防災訓練の実施

発災時における円滑な防災活動を実施するため、原則として年 1 回以上の防災訓練を行う。

ウ 防災設備及び資機材の整備点検

防災設備の点検については、道路法等関係法規の定めるもののほか、内部規定による日

常点検を行う。

応急、復旧資機材については、日常的に整備点検を行うほか、関係業者についても整備点検を指導する。

2 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第2節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡する。

(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(2) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとる。

(3) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 救助・救急活動

道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行う。

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

道路管理者は、県警察及び市と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行う。

市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

市域外で発災した場合、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、市の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また、日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。
市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じる。

(5) 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行う。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(6) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(7) 災害広報の実施

市、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

4 消防活動計画

この計画は、自動車専用道路等において大規模災害が発生した場合の防ぎょ活動の基本を定め、人命の保護と被害の軽減を図る。

(1) 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、通常の車両火災出動及び救急出動を原則とするが、災害の規模や状況に応じ第1出動から特命出動まで随時、増強部隊を出動させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

消防隊の効果的運用を図るため、現場最高指揮者は災害状況に応じ、現場指揮本部を設置し、道路管理者等の関係者と連携を保ち、災害の総合的判断に基づき、指揮系統を明確にし、防ぎょ活動の万全を期するものとする。消防局長又は消防署長は、現場指揮を統括するため、あらかじめ消防活動に必要な業務別の分任指揮者を定め、指揮系統が円滑に運用できるよう警戒計画を定めておくものとする。

また、計画対象外の災害についても必要に応じ、出動消防隊から分任指揮者を指名し、消

防活動が統括できる指揮体制を確立する。

(3) 情報収集

正確な状況把握は、その後の消防活動の正否を左右するので、関係機関等から十分な情報収集を行う。

- ア 災害の種別、規模
- イ 人命危険及び有害物発生の有無
- ウ 車種別、危険物又は毒劇物の種別、数量、引火爆発及び毒劇物の流出危険の有無
- エ トンネルの場合、火点の位置（上下線の別、トンネル入り口からの距離）及びトンネル内の風向（煙の流動）等
- オ トンネルの構造及びその特性
- カ 交通規制の状況

(4) 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止を図るため、警戒区域を早期に設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

また、災害の推移に応じて、区域の拡大、縮小を行う。

(5) 消防活動の主眼

出動した消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

- ア 人命救助最優先の活動
- イ 避難誘導
- ウ 災害状況の把握
- エ 水利の確保
- オ 専用道路外からの中継放水態勢の確立
- カ 交通規制及び道路啓開活動要請の配意
- キ 二次災害防止措置の配意
- ク 耐熱服等必要資機材の要請

5 道路管理者の応急対策

(1) 本部の設置

管理区域内において大規模な事故、火災等が発生した場合、災害に対応するための本部等を設置するとともに、国土交通省に連絡する。

(2) 連絡体制の確立

本部等が設置されたときは、本部内はもとより、本市及び関係各機関と密接な連絡をとるものとする。

災害時には、的確な情報の収集を行うとともに、収集した情報については、関係機関に提供するものとする。

(3) 応急活動

ア 消防機関等への出動要請

通報等により災害を覚知したときは、速やかに関係消防機関に対し、消火、救急活動についての出動要請を行うものとする。

イ 初期消火及び応急活動

各管理者は、防災用資機材を活用し、初期消火を実施するとともに、県警察及び市と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行うものとする。

ウ 避難誘導

発災現場付近の車両等に対しては、安全な場所への誘導を行うものとする。

エ 発災時における通行の禁止、制限等

(ア) 通行の禁止、制限

発災時における通行の禁止、制限については、所轄警察署及び交通機関に要請するとともに、これに協力するものとする。

(イ) 迂回路の確保

発災時における交通の混乱を防止し、又は災害応急活動の実施を円滑に行うために、迂回路の確保に努めるとともに、早期の道路交通の確保に努める。

このため、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

(ウ) 利用者への広報

通行の禁止、制限等が実施された場合、道路利用者への広報については、当該時に存する施設を利用して、その実施に努める。

(エ) 二次災害の防止

危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、避難誘導活動を実施するとともに、流出した危険物の特定後、直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第5章 放射性物質災害対策

核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう、災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

【現状】

原子力利用における安全の確保（原子力に係る事業及び原子炉に関する規制に関することを含む。）については原子力規制委員会の、原子力災害に対する対策に関することについては内閣府の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国及び関係事業者等において、対策が講じられている。

市内で発生が想定される放射性物質災害は、次のとおりである。

- ・ 放射性物質輸送中の事故による災害
- ・ 放射性物質保有施設及び原子力艦の事故による災害
- ・ 県外原子力発電所からの多量の放射性物質の外部放出事故災害

本市内にあっては、平成26年度現在、放射性物質中、核燃料物質及び核原料物質を取り扱っている事業所は存在せず、放射性同位元素（以下「RI」という。）等を取り扱っている事業所が13事業所となっており、その施設の業態としては、研究施設、工場施設、病院医療施設等の事業所となっている。

RI等を取り扱う事業所とは、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規定に基づき、RI、放射線発生装置及びRIによって汚染された物を取り扱う事業所で、取り扱う業態によって使用、販売並びに破棄の事業所に分類される。

さらに、使用事業所は取り扱う量その他によって、許可使用事業所と届出使用事業所に区分されるが、本市の事業所はすべて届出使用事業所である。

また、東日本大震災では、東京電力（株）（現：東京電力ホールディングス（株））福島第一原子力発電所において、史上稀に見る津波の影響により、電源・海水系除熱機能がなくなり、ほぼすべての安全機能が喪失した。各機器の動作環境が不明かつ劣悪な作業環境の中、安全機能を回復できず炉心が損傷した。水素爆発と放射性物質の環境への放出事故が発生した。

本市においては、隣接する静岡県に原子力発電所が所在しており、これらの施設からの放射性物質の外部放出事故に伴い、市内においても放射性物質に関わる影響が生じることが想定される。

第1節 災害予防

放射性物質の取扱事業所等に対する指導・監督については原子力規制委員会の、原子力災害に対する対策に関することについては内閣府の所管となっている。ここでは主に市が放射性物質の漏えい等による災害の発生を未然に防止するための予防対策及び広域的な原子力災害について、基本的事項を定める。

1 安全確保

(1) 放射性物質取扱事業所等に対する指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導する。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する放射性物質に係る安全管理教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

(2) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

(3) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国・県その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施する。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ・その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及・啓発

- ・市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国、県、その他関係機関と協力し

- て、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努める。
- ・教育機関においては、放射性物質に関する教育の充実に努める。
 - ・放射性物質に関する知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

2 災害応急対策への備え

(1) 放射性物質災害に対する防災体制の整備

ア 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

(ア) 災害予防措置等の実施

放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。

また、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実に努めるとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(イ) 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

- ・消防機関、警察等への通報連絡体制
- ・消火、延焼防止の措置
- ・現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- ・放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- ・放射線防護資機材の整備
- ・その他放射線障害の防止のために必要な事項

イ 市の防災体制の整備

(ア) 防災体制の整備

市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県及び防災関係機関と相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。また、安定ヨウ素剤の配布に備えた体制の整備に努める。

消防機関は、放射性物質取扱事業所等の火災、事業所外における放射性物質輸送中の事故等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努める。

(イ) 放射性物質取扱事業所等の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等及び輸送情報の把握に努める。

(2) 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国、県、関係市町村、原子力発電所が所在する県、放射性物質取扱事業者等、その他防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図る。

(3) 広報体制の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他のいわゆる要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努める。

広報方法・手段については、各論Ⅰ第4部第2章第4節に定めるとおりとする。

(4) モニタリング情報の収集及び放射線観測体制の整備

市は、原子力発電所が所在する県・原子力事業者が原子力発電所を対象として実施している環境放射線モニタリング情報を災害時に有効活用できるように、県及び防災関係機関との連携・協力によるモニタリング情報を収集する体制の整備に努める。

また、市は県が常時観測している放射線モニタリング情報により、平常時の放射線量を観測するとともに、異常値等を観測したときに備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、救助・救急、医療活動に必要な次の資機材等の把握・整備に努める。

- ア 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- イ 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- ウ 救急救助用資機材
- エ 医療資機材

(6) 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、緊急時モニタリングの結果、防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講ずる。

(7) 農林畜水産物等の摂取及び出荷制限

市は、緊急時モニタリングの結果、農林畜水産物等の汚染が「原子力災害対策指針」に定める飲食物摂取制限の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講ずる。

第2節 災害時の応急活動計画

放射性物質に関する災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合の応急対策を次のように定める。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに内閣府、原子力規制委員会、消防機関、県警察、海上保安部署その他関係機関へ連絡する。なお、事業所外における輸送中の事故が発生した場合は、国土交通省へも連絡する。

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、被害状況を(1)の関係機関に連絡する。

市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者等は、(1)の関係機関に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

ア 特定事象発生との連絡を受けた場合

市は、県が行う緊急時モニタリングが円滑に実施されるよう、情報提供など必要な協力を行う。

イ 原子力緊急事態宣言発表後

市は緊急時モニタリングが円滑に実施されるよう県に協力するとともに、迅速な情報収集体制を確保する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、放射性物質の漏えい等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとるとともに、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。また、消防局は、NBC 災害消防活動要領に基づき災害対応を図る。

- ア 救出救助・救急活動
- イ 消火活動
- ウ 医療救護活動
- エ 周辺住民等に対する災害広報
- オ 警戒区域の設定
- カ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
- キ 指定避難所の開設、運営管理
- ク 放射線測定
- ケ その他必要な措置

また、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

(2) 市の医療救護活動

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、藤沢市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。

市は、必要と認めるときは、県その他関係機関に協力を要請する。

3 災害時の市民等への指示広報

(1) 市の措置

放射性物質災害が発生した場合、市は、防災行政無線、緊急速報メール、メールマガジン、ウェブサイト、スマートフォンアプリ、Ｌアラート、コミュニティ FM、消防車両、地区防災拠点本部の広報車等により、周辺住民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行う。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとりべき措置及び注意事項
- オ モニタリング情報（定点観測の状況、緊急時モニタリングの状況など）
- カ 風評被害防止のための情報
- キ その他必要な事項

(2) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請する。

(3) 住民等からの問合せに対する対応

市は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

4 放射性物質輸送中の事故に関する市の応急対策

放射性物質の輸送中の事故により、放射性物質が放出された場合等の災害について、応急対策を次のとおり定める。

(1) 実施機関

放射性物質輸送中の事故についての災害対策は、原子力関係法令で規定されているように、第一義的には運搬者がこれにあたる。しかし、本市は住民の安全確保の立場から、他の関係機関と協力して、災害対策の推進を図る。

(2) 災害状況の把握及び伝達

事故発生時における連絡方法等は、次のとおりとする。

ア 消防機関への通報

輸送の責任者は、事故が発生し、又は災害が発生するおそれのあるときは、直ちにその旨を消防機関に通報（119番）する。

イ 警察等への通報

放射性物質輸送中の事故を発見した者は、最寄りの警察署（110番）又は海上保安署に通報（118番）する。

事故発生時における連絡系統図は次のとおり。

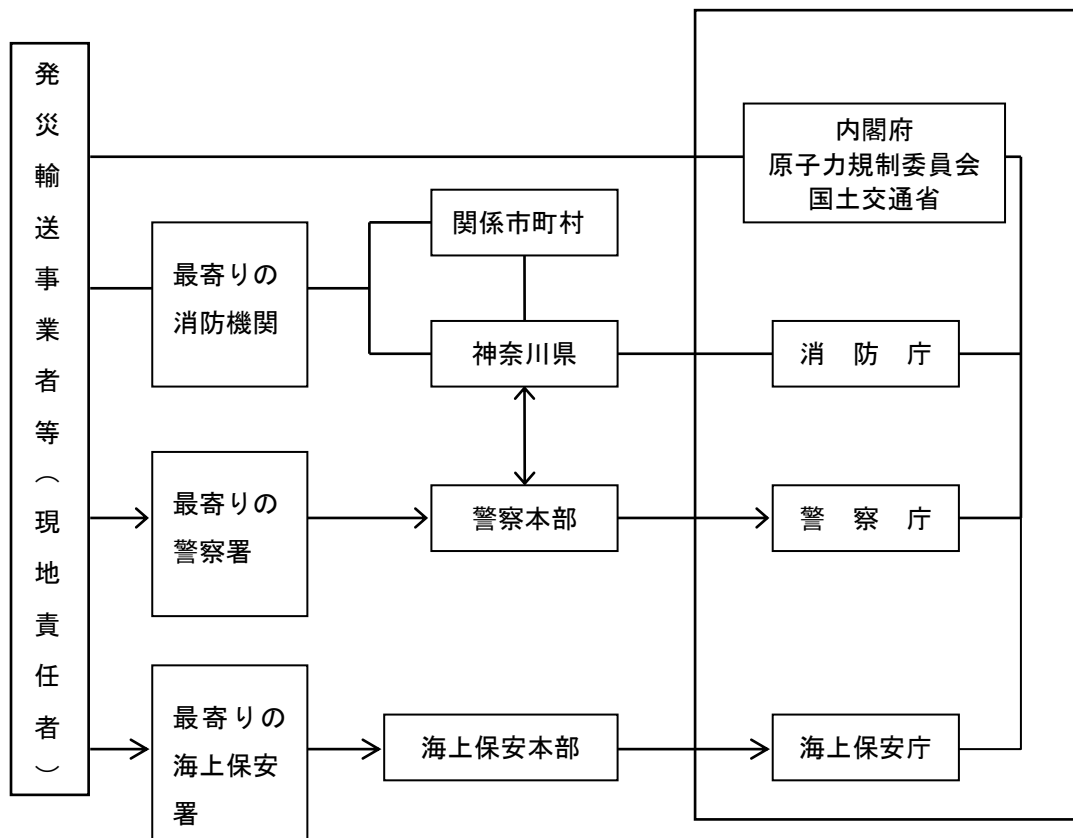


図 3-5 放射性物質輸送中の事故に関する連絡系統

（3）現地指揮本部の設置基準等

ア 現地指揮本部の設置

危険区域の範囲及び程度により、市長が必要と認める場合は、災害対策現地指揮本部を設置する。

イ 危険区域

- （ア）0.5mSv/h 以上の放射線が検出される区域
- （イ）火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域
- （ウ）煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域

5 放射性同位元素保有施設での災害応急対策

放射性同位元素保有施設に災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合の応急対策を次のとおり定める。

災害対策現地指揮本部の設置及び応急対策については、「放射性物質輸送中の事故に関する応急対策」に準ずる。

(1) 汚染検査の要領

汚染検査は、放射線障害等を受け、又は受けたおそれのある者及び機械器具すべてに行うものとする。

汚染していないことが確認されるまでは、指定の場所から移動してはならない。

汚染が確認された場合は、医師及び放射線取扱主任者の意見を聴取し、汚染除去の措置をとる。

汚染が確認された機械器具及び被服等は、一箇所に隔離しておき、事後の指示を受ける。

汚染検査が終わり、指示があるまでは、絶対に喫煙及び飲食をしてはならない。

汚染検査の結果、汚染されていないことが証明された場合でも、中性洗剤を用い、清水で身体全体を洗浄する。また、洗浄が終わるまでは、努めて喫煙及び飲食を避ける。なお、使用した機械器具及び被服も洗浄する。

(2) 汚染物質の取扱い

放射線で汚染された物品等の取扱いについては、市及び事業者が連携をとり、適切に対応する。

(3) 被ばく者に対する措置

被ばく者については、汚染検査、診断治療を行う。

(4) 汚染飲料水等の摂取制限

飲料水、飲食物等に汚染が認められる場合は、飲料水等の摂取制限を行う。

(5) 健康に対する相談体制

市民からの放射性物質災害による健康に関する問合せ等については、市及び事業者が連携をとり、適切に対応する。

6 県外原子力発電所の事故対策

市は、東海村JOC臨界事故や福島第一原子力発電所の事故を教訓とした対策を講じる。また、本市が大規模地震等の災害に見舞われないような、原子力災害が単独で発生した場合には、静岡県の浜岡地域原子力災害広域避難計画を踏まえて、本市に割り当てられた避難者数に応じて避難先を確保し、当該発電所の周辺市町村の住民避難に協力する。

7 消防活動計画

放射性物質に関する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合について、必要な対応を定めるものである。

(1) 核燃料物質等輸送中の災害対策

この計画は、市域を走行中の輸送車両による災害が発生した場合の防ぎよ活動の基本を定め、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

ア 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、第1出動から特命出動まで、災害の状況に応じて随時、増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

イ 現場指揮本部の設置

各種の被ばく、汚染形態を想定し、速やかに風上側の高台で現場活動に支障のない範囲で遠方に、現場指揮本部を設置する。

ウ 情報収集

災害の状況把握、被害状況等（関係者、関係機関からの情報を得る。）

エ 消防活動の主眼

- (ア) 放射線危険区域の設定と区域内活動隊員の指定
- (イ) 活動拠点の設置と必要資機材の集積
- (ウ) 消火、救助活動
- (エ) 汚染検査所設置及び除染の実施
- (オ) 消防活動交代要員の確保
- (カ) 広報活動の実施
- (キ) 避難誘導の実施
- (ク) 関係省庁の専門官等の要請
- (ケ) 防災関係機関等の協議、調整

第3節 災害復旧

1 放射性物質により汚染された地域の除去

国の統括の下、市は原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

2 各種制限措置の解除

市、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

3 安全の確認

市は、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終了する。

4 県を含めた広域的な取組

災害後においては、県と連携して、その対策及び復旧計画を作成することに努める。

第6章 危険物等災害対策

【現状】

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏えい・流出による多数の死傷者等の発生、毒物劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害予防

化学工場等の施設や輸送中の危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、爆燃及び危険物又は毒性ガス漏えい等の災害を予防する。

危険物を貯蔵又は取り扱っている危険物施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導・監督と併せて、定期的な立入検査を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物施設における安全を確保するものとする。

1 安全確保

(1) 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

市は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

(2) 自主保安体制の整備

市は、県及び事業者と協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備する。

- ア 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
- イ 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
- ウ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- エ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

また、都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整える。

(3) 保安意識の向上、訓練

消防機関及び事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図る。

- ア 各種講習会、研修会の充実
- イ 危険物安全週間等、各種安全週間の充実

- ウ 事業所における危険物等の火災、漏えい等を想定した防災訓練の実施
- エ 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- オ 都市ガス事業者は、消防機関と協力して、地下街等合同防災訓練等を充実

2 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2) 救助・救急活動

市は、消防ポンプ車、化学車、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な消火及び救急救助用資機材の整備に努める。

(3) 消火活動

市は、消防力の強化を図るとともに、平常時から消防局、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

市及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

なお、都市ガスについての災害予防は、各論Ⅰ及び各論Ⅱの定めるところによる。

関係事業者は、市と連携を図り、予防対策を推進する。

第2節 災害時の応急活動計画

化学工場等の施設や輸送中の危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、爆燃及び危険物又は毒性ガス漏えい等の災害発生時において、関係者に適切な技術的助言、情報の提供を要請すること等、適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の収集・連絡

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められているとおりである。

危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市に連絡する。

(2) 被害の情報の収集・連絡

関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市に連絡する。

市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

関係事業者は、市又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとる。

(3) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 救助・救急活動

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

市域外で発災した場合、発災現場の市町村からの要請、消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。爆発危険がある場合は、消防隊は退避し、二次災害の防止を図る。

(3) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、市及び関係事業者の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(4) 避難対策

市は、人命の安全を第一に必要な応じて、避難に関する情報を発令する。

(5) 危険物等の流出に対する応急対策

市は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行う。

危険物等が河川等に大量流出した場合、市は、国、県及び関係機関と協力の上、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

なお、都市ガスについての応急対策は、各論Ⅰ及び各論Ⅱに定めるところによる。

(6) 災害広報の実施

市、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第3節 消防局における応急対策

1 警防活動の基本方針

危険物等災害は、常にその態様が多種多様であり、瞬時にして大事故に進展するばかりか、二次、三次災害の発生危険も高く、周辺地域にまで危害の波及が予想されることから災害発生時に行う警防活動は、人命の安全確保を最優先とし、活動の基本方針は次のとおりとする。

ア 災害拡大防止活動の優先

この種の災害は、災害の連鎖的拡大及び二次災害の発生により消防力の不足を来し、被害が大幅に増大するおそれがあることから特に発災初期においては、消防の総力を挙げて災害の拡大と二次災害発生の防止を図る。

イ 人命の救助、救急活動

一次災害発生に伴う負傷者、中毒者に対しては、早期の救命処置が必要であることから、必要に応じた資機材を活用し、人命の救助救急活動を実施する。

ウ 安全確保

災害の発生又は、その災害の拡大により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることから、周辺住民に対する避難の指示等を実施し住民の安全確保を図る。

エ 現場指揮本部の設置

指揮体制確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期することを目的として現場指揮本部を設置し、災害の状況把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等を行い、災害の状況によっては、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図る。

オ 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止を図るため、警戒区域を早期に設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

また、災害の推移に応じて、区域の拡大、縮小を行う。

2 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、第1出動を原則とする。ただし、災害が拡大した場合は必要資機材を投入し、順次第2出動、特命出動へと移行する。

3 関係機関への通報連絡

災害を覚知した場合は、関係機関に通報、連絡を行い協力体制の確保を図る。

4 危険物災害消防活動要領

危険物災害は、他の一般災害と異なり多数の消防隊による集中運用と活動が要求されることから、その災害実態を確実に把握し、最善の防ぎよ活動を展開しなければならない。本市域において危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱っている危険物施設の一般的な活動要領について定める。

(1) 消防隊の出動計画

災害の状況に応じて第1出動から特命出動まで、別に定める消防計画に基づき随時増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

(2) 情報収集

要救助者情報、災害の状況を関係者から聴取し対応する。

(3) 消防活動の主眼

出動した消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

- ア 情報収集（関係者からの収集、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等）
- イ 人命検索、人命救助
- ウ 消火活動（危険物の除去、移動又は冷却を含む。）
- エ 部隊等の増強判断、要請（化学車、必要資機材等）
- オ 延焼防止活動
- カ 自衛消防隊との連携
- キ 固定消火設備の活用
- ク 避難誘導
- ケ 災害情報等の消防広報

5 火薬類災害消防活動要領

火薬類、火工品等を製造する工場、又は大量に取り扱う場所で爆発、火災等が発生した場合、誘爆の危険があると判断して防ぎよ活動をすることを原則とする。

(1) 消防隊等の出動計画

災害の状況に応じて第1出動から特命出動まで別に定める消防計画に基づき災害の状況により随時増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

(2) 情報収集

要救助者情報、災害の状況を関係者から聴取し対応する。

(3) 消防活動の主眼

出動した消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

- ア 情報収集（関係者からの収集、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等）
- イ 人命検索、人命救助
- ウ 消火活動（火薬類の除去、移動又は冷却を含む。）
- エ 部隊等の増強判断、応援要請

- オ 延焼防止活動
- カ 自衛消防隊との連携
- キ 固定消火設備の活用
- ク 避難誘導
- ケ 災害情報等の消防広報

6 高圧ガス災害消防活動要領

高圧ガス保安法に基づく、製造、販売、貯蔵施設及び輸送時に災害が発生した場合の消防活動について定める。

(1) 消防隊等の出動計画

災害の状況に応じて第1出動から特命出動まで別に定める消防計画に基づき災害の状況により随時増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

(2) 情報収集

要救助者情報、災害の状況を関係者から聴取し対応する。

(3) 消防活動の主眼

出動した消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

- ア 情報収集(関係者からの収集、ガスの種別、数量、引火、爆発等危険性の有無、有毒性の有無等)
- イ 人命検索、人命救助
- ウ 消火活動(ボンベの除去、移動又は冷却を含む。)
- エ 部隊等の増強判断、応援要請
- オ 延焼防止活動
- カ 避難誘導
- キ 災害情報等の消防広報

7 毒劇物災害消防活動要領

毒物、劇物保有施設、輸送中の災害は多種多様であり、品名により千差万別であるが、基本的な活動は次によるものとする。

(1) 消防隊の出動計画

災害の状況に応じて第1出動から特命出動まで別に定める消防計画に基づき災害の状況により随時増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

(2) 情報収集

要救助者情報、災害の状況を関係者から聴取し対応する。

(3) 消防活動の主眼

出動した消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

- ア 情報収集（関係者からの収集、毒劇物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等）
- イ 人命検索、人命救助
- ウ 消火活動（ボンベの除去、移動又は冷却を含む。）
- エ 部隊等の増強判断、応援要請
- オ 延焼防止活動
- カ 固定消火設備の活用
- キ 避難誘導
- ク 災害情報等の消防広報
- ケ 発災施設関係者との相互連携（イエローカードの提示等）
- コ 漏えい又は拡散防止策
- サ 必要資機材の確保策

8 都市ガス災害消防活動要領

都市ガス災害は、爆発危険、燃焼の熾烈性、流動拡散等の特性を有し、二次、三次災害へ進行するおそれがあり、多数の人命危険が予想される。

この計画は、地下階等を除く都市ガス災害に関わる応急対策について定め、この種の災害による被害の軽減を図るものである。

(1) 関係機関との連絡体制

ア ガス関係機関への連絡

都市ガス災害が発生した場合、漏えいガスは拡散して広範囲にわたり潜在危険を有するので、事故発生時には、消防隊の出動と同時にガス関係者の出動を速やかに行う。

イ 電気事業者への連絡

ガス爆発等の災害防止のため、電路遮断の必要があると認めるときは、電気事業者の出動を要請する。

ウ 警察への通報

都市ガス災害時は、漏えいしたガスが広範囲に拡散し、二次、三次へと発展する危険性があるため、早期に交通規制、周辺住民の避難誘導等緊急措置を実施する必要があることから警察官の出動要請を速やかに行う。

エ その他関係機関への通報

災害の規模、状況により必要関係機関へ速やかに通報する。

(2) 災害応急対策

都市ガス災害は、漏えい事故、漏えい火災に区分されるがいずれの場合も瞬時に多数の人命を損傷するおそれがあり、これに対処する警防活動の基本的事項は次のとおりとする。

ア 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、別に定める消防計画に基づき第1出動から特命出動まで災害の規模により、増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

イ 災害の早期把握

都市ガス漏えい事故に対処して適正な警防活動を展開するには、事故概況を早期に把握する必要があるので、特に次の点に留意する。

(ア) ガス流動範囲の把握

爆発等二次災害の防止の面からその流動範囲の把握を最優先とする。

(イ) ガス漏えい箇所の確認

ガス漏えいは、地上、地下に大別されるが、特に地下配管の損傷による都市ガスの流動は、地下施設が媒介となり、屋内に流入して二次災害の原因となるので、地上のみにとらわれず配水口等地下の状況も早期に把握する。

(ウ) ガス漏えい時間の確認

都市ガスの規模の大小、漏えい箇所の配管口径及び漏えいから着火までの時間に比例し拡散するので、経過時間を確実に把握する。

ウ 現場指揮本部の設置

都市ガス災害は、災害規模の大小を問わず、特異性、進行性を考慮し、統一した部隊行動と総合的な判断が要求されるので、ガス事業者等の関係者を加え、直ちに現場指揮本部を設置し、消防活動を統括できる体制を確立する。

エ 現場活動

指揮者は、災害の原因及び規模を的確に把握し、統一した指揮命令により適切な消防活動ができるよう次の点に留意する。

(ア) ガス検知による検知

漏えい範囲を決定するため、車載のガス検知器又はガス関係者の協力を求めガス検知を実施する。

(イ) 緊急遮断措置活動

ガス遮断は、原則としてガス事業者等により行うものとし、現場最高指揮者は、爆発等のガス災害防止のための緊急にガス遮断を必要と認める場合は、ガス事業者に対してガスの遮断を要請するものとする。なお、現場最高指揮者が業務協約に基づき消防隊に指示し、ガスの供給停止措置を実施した場合は、東京ガスネットワーク現場指揮者に通知する。

(ウ) 火災警戒区域の設定

ガスの流動範囲は、漏えい量と経過時間、気象状況、地形等によるが、原則として半径 100 メートルの範囲に早急に警戒区域を設定するとともに引火、爆発の二次災害を防止する。

(エ) ガス会社の緊急出動要請及び協議

ガス災害の発生を覚知したときは、速やかにガス関係機関に対して災害応急措置を講ずるよう要請するとともに、現場指揮者は、現場のガス事業者とガス閉止策、付近建物への流動防止策、住民の避難指示方策等について協議し、相互に協力して早期に危険排除を行い、必要な指示を与える。

(オ) 現場広報

広報活動は、ガス事業関係者、警察官等と連携し実施する。

第7章 中高層建築物・地下階災害対策

【現状】

本市内には、7階以上の中高層建築物が573棟（平成31年4月1日現在）ある。

このうち11階（31m）以上の高層建築物は234棟ある。

地域別には、藤沢駅周辺に多く立地しており、その多くが、鵜沼地区、藤沢地区に集中立地している。

第1節 災害予防

限定された空間に不特定多数の人が滞留する中高層建築物・地下階の災害は、他の一般災害と比較にならない人命危険と防ぎよ活動の困難性が伴う上、パニックによる二次災害発生の危険も高い。このため、市及び管理権原者、関係事業者等はこれらの危険性、困難性を排除するための活動計画を定め、災害の防止及び災害時の被害軽減に努める。

なお、ガス事業者は、関係事業者等（地下階等事業者）に含まれるものとする。

1 中高層建築物管理者の事前対策

中高層建築物の管理権原者等は、消防法等関係法規に基づき、防災のための事前対策を講ずるものとする。消防法第8条（及び第36条）に基づき、管理権原者は防火（防災）管理者を選任し、防火（防災）管理に係る消防計画の作成等の防火（防災）管理上必要な業務を行わせるほか、消防法第17条の3の3及び同施行規則第31条の6に基づき、消防用設備等を定期的（6か月から1年以内）に点検し、報告するとともに、消防訓練の実施、従業員に対する防災教育を定期的実施するものとする。また、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織又は同法第8条に基づく消防計画による自衛消防組織を編成し、各組織員の任務を明確にし、あわせて技術的指導を実施するものとする。

なお、消防法第8条の2に定める高層建築物、その他政令で定める防火対象物で、その管理権原が分かれているものは、防火対象物全体について防火管理上必要な業務を総括する防火（防災）管理者を協議して定め、全体についての防火（防災）管理に係る消防計画を作成させ、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 地下階等事業者及び市の措置

地下階等とは、消防法施行令第21条の2第1項第4号及び第5号に定める防火対象物（1,000m²以上の地下階）をいい、地下階等関係者（所有者、管理者又は占有者。以下同じ。）及び市は、地下階等における火災・ガス爆発等による災害を未然に防止するため、建築基準法にそった構造、消防法に定める消防用設備などの整備及び点検管理の実施、防火管理体制の整備充実、ガス事業法に定める施設、設備の整備等、法令に定めのあるもののほか、次に定める事項の推進に努めるものとする。

(1) 施設整備

地下階等関係者は、防災のための事前対策を講ずるものとする。

(2) 点検管理者

地下階等関係者は、火気使用施設検査員、消火設備検査員等の点検管理組織を整備し、火気使用施設、ガス施設、消防用設備等の点検管理を励行する。

また、工事等による火気使用場所の制限及び危険物の搬入制限等火気の管理を徹底する。

地下階等の関係者、ガス事業者及び消防機関は、必要に応じて共同点検を行う。

(3) 教育、訓練及び広報

ア 教育

地下階等関係者は、従業員に対して、火災・ガス爆発に関する知識や避難誘導など防災上必要な教育を行う。

ガス事業者は、ガス関係知識の啓発のための講習会等を行うほか、必要に応じて地下階等関係者の行う教育に講師を派遣するなどの協力を行う。

イ 訓練

地下階等関係者は、火災予防運動期間等あらゆる機会をとらえて、総合訓練は年 1 回以上、ガス漏えい想定訓練、初期消火訓練等の個別訓練は実情に応じて実施し、緊急時の体制を整える。

なお、訓練の実施に際し、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関への指導を要請する。これに対して、ガス事業者・消防機関は必要に応じて指導・協力を行う。

ウ 広報

地下階等事業者は、放送設備を利用して喫煙の禁止等、火災予防に関する広報を行う。

3 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は県及び関係事業者との相互の情報収集・連絡体制の整備・強化を図る。

関係事業者は、市及び消防機関等との情報連絡体制の整備を図る。

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(3) 消火活動

市は、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努める。

(4) 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 避難誘導

市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから市民への周知徹底に努める。

市及び関係事業者は、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

関係事業者は、緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難、誘導のための避難計画を作成する。

第2節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

中高層建築物・地下階等において、火災、ガス爆発等事故が発生した場合、関係事業者は速やかに県警察及び市に連絡する。

(2) 被害の情報の収集・連絡

関係事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、ガス事業者に連絡するとともに、県警察及び市町村へ連絡する。

市は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、災害が発生した場合は、地下階等事業者と緊密に連絡をとるとともに、ガス事業者とも十分連携して応急対策を行う。

また、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、市及び消防機関等との情報伝達体制を確立する。

また、県警察及び消防機関と緊密な連携をとり、その指示に基づき、応急活動を行う。

(3) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 救助・救急活動

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

また、関係事業者は、放送設備を利用して、地下階全体に正確な情報を伝え、地下階利用者等に対して、混乱防止の万全を図るとともに、避難誘導を実施し、救出救助活動に努める。

(2) 消火活動

関係事業者は、火災の初期消火等の災害防ぎょ体制に努めるとともに、消防機関に協力する。

ガス事業者は、火災時及びガス漏えい時には、ガス遮断装置を作動し閉止する。

なお、ガス漏えいに伴うガス遮断装置の閉止については、あらかじめ定めるガス事業者との協定に基づき、必要に応じて消防機関が行うことができる。

市は、速やかに火災等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、市及び関係事業者等の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また、日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

市民病院は、神奈川県 DMAT 運営要綱に定める派遣要請基準に基づき DMAT を派遣する。

(4) 避難対策

関係事業者は、避難計画に基づき、地下階等の利用者の避難誘導にあたる。

市は、人命の安全を第一に必要な応じて高齢者等避難又は避難指示、緊急安全確保を行う。

(5) 災害広報の実施

関係事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、構内放送を利用してガス漏れの際の地下階利用者等への火気注意等を呼びかけることや避難誘導の放送を行う。

市及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

4 消防活動計画

限定された地域と建物に不特定多数の人の滞留、流動人口をかかえる建築物における災害は、他の一般災害と比較にならない人命危険と防ぎよ活動の困難性が伴い、さらにパニックによる二次災害発生危険も高いことから、これらの危険性、困難性を排除するための活動計画を定める。

中高層建築物や地下階における現場活動は、建築物の業態、構造形態により差異があるので、別に定める消防計画により活動を行う。

また、警防活動計画書で策定されている重要警備対象物については計画書に基づき活動する。

設置された消防用設備を有効に活用し、活動を行う。

(1) 中高層建築物地下階災害出動計画

別に定める消防計画に基づき火災の規模に応じて第1出動から特命出動とし、災害の規模により増強隊を出動させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期することを目的として、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等の主要な任務を行う。また、災害の状況によっては、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに、部隊間を有機的に連携させ、防ぎよ活動の効率化を図る。

(3) 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止を図るため、警戒区域を早期に設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

また、災害の推移に応じて、区域の拡大、縮小を行う。

(4) 消防活動の主眼

- ア 情報収集
- イ 人命検索・人命救助
- ウ 避難誘導
- エ 排煙・排熱活動
- オ 消火活動
- カ 水損防止
- キ 救急活動
- ク ガス緊急遮断
- ケ 現場広報
- コ 被害状況調査
- サ 延焼防止
- シ 県下消防応援協定における航空特別応援の要請

第8章 大規模火災対策

強風や渾水等により、広範囲な火災等の大規模火災に対する対策について、必要な事項を定める。ただし、船舶災害対策、油流出海上災害対策、航空機災害対策、鉄道施設災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、中高層建築物・地下階災害対策各章にて対応が定められている火災を除く。

第1節 災害予防

1 安全確保

(1) 計画的な土地利用と市街地整備の推進

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

市は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進する。

市は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、指定緊急避難場所（大規模火災）の確保を進める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

市及び事業者等は、多数の人が出入りするなど火災により被害が大きくなると想定される建築物等について、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所について、消防法の規定により防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施する。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報の収集・連絡

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練

を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(3) 消火活動

市は、消防力の整備強化に努め、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

また、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、水槽付ポンプ車、大型水槽車等の車両及び実施に必要な可搬ポンプや消防用ホース等消火用資機材及び防火水槽等消防水利の整備に努め、強化を図る。

(4) 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 避難誘導

市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから市民への周知徹底に努める。

また、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

(6) 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

3 防災知識の普及

(1) 一般家庭に対する指導

市は、一般家庭に対する火災防止に関する知識の普及に努める。

市は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

市は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

(2) 防火管理者等の指導・教育

市は、学校・病院・工場等の防火対象物で、消防法施行令第1条の2において定めるものには、必ず防火管理者を選任するよう指導する。また、消防法に規定する大規模建築物等には、自衛消防組織を設置し、防災管理者を必ず選任するよう指導する。

市は、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導する。また、消防法で規定する自衛消防組

織に初期消火、消防機関への通報、避難誘導の指導を行う。

(3) 予防査察等による指導

市は、不特定多数の者を収容する施設等を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をする。

また、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導する。

第2節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害の情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の設置状況等を県に報告する。

(2) 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 応急対策

(1) 救助・救急活動

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市は、必要に応じて神奈川県下消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

被害が大きくなると想定される施設等については、別に定める警防活動計画書に基づき活動を行う。

建築物以外における広範囲な火災については、気象条件による急変に注意し、延焼防止を図り飛火警戒を実施する。十分な消防水利が確保できない場合は、自然水利の有効活用及び覆土や踏みつけ等の消火方法も併用する。

(3) 医療救護活動

医師会及び歯科医師会は、市の要請に基づき、負傷者の応急処置を行う。

また、日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

(4) 避難対策

市は、人命の安全を第一に必要な応じて高齢者等避難又は避難指示、緊急安全確保を行う。

(5) 災害広報の実施

市及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第9章 大規模断水対策

【現状】

本市内の水道は、県営水道（藤沢水道営業所）が管轄している。

第1節 災害予防

県営水道は、偶発的な事故や長時間の停電等による大規模断水に対する対策を定めた「水道施設風水害等対策計画」を策定している。

第2節 災害時の応急活動計画

1 県営水道の応急対策

「水道施設風水害等災害対策計画」は、風水害等の災害、偶発的事故及び長時間の停電等による大規模断水等に対して、速やかな復旧と利用者に対する正常な給水を図るため、必要な対策を迅速かつ効果的に実施することを定めている。

（１）適用範囲

この計画は原則として、神奈川県地域防災計画に基づく風水害等及び水質汚染、停電事故等による浄水場の機能停止等、また断水が長時間にわたると想定される場合等に適用する。

（２）要員の確保

別に定める「企業庁災害対策計画」の職員配備計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

（３）情報の収集・連絡

迅速かつ的確な情報連絡活動を確保するため、日ごろから庁内及び外部関係機関との密接な情報連絡ネットワークを構築するとともに、通信機器の整備を行う。

（４）広報

水道施設の損壊等により給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、的確な情報を市に提供し、住民に対する広報の実施を依頼する。

また、復旧の時期についても、市に情報の提供を行う。

（５）被害状況調査

被害調査については、速やかに実施し、被害の全容を把握することに努める。

（６）応急復旧対策

ア 非常電源及び燃料等の確保

停電時等における活動に必要な非常電源設備の設置や燃料の確保のための協定の締結等により供給元からの優先調達等に努める。

イ 応急復旧業者への協力依頼

水道施設の被害に対し応急復旧工事の協力依頼に関する協定等を、管工事業協同組合及び応急復旧業者等と締結している。

ウ 応急復旧活動

的確な被害状況の調査及び二次災害を防止するために必要な緊急措置をとるとともに、被害状況に応じた適切な復旧計画の立案、復旧工事協力業者等の協力による復旧工事を行い、可能な限り早期に給水装置による給水を行う。

エ 相互応援体制

甚大な水道施設被害が発生するなど、管轄する水道営業所だけでは、所管区域における対策活動が十分でない場合には、県営水道全体で応援体制を組む。

また、県営水道だけでは、十分でない場合は、他の水道事業者からの応援を要請する。

(7) 応急給水対策

台風、大雨等がもたらす風水害等により水道施設に被害が生じ、断水となった場合の応急給水活動は市が行い、各論Ⅰ第4部第9章第1節に定める応急給水計画を準用する。

なお、漏水事故等の発生により、断水が生じた場合の応急給水は県営水道が行う。

(8) 制限給水

ア 断水が長時間にわたるときは、制限給水を行う。

イ 制限給水が行われる場合の広報は、速やかに危機管理課又は警防課に緊急連絡し、防災行政無線等を通じ制限給水の広報を依頼する。

2 市の応急対策

大規模断水事故災害は、日常生活における飲料水等の影響、産業活動上極めて重要な影響を受けるとともに、火災発生に対する大きな危機となることから、一刻も早い復旧に努めなければならない。

(1) 活動体制

災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

ア 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報及び応急対策等の活動状況、また応援の必要性について県営水道へ報告する。

- イ 県営水道と早期に詳細情報の交換を常に行い、市民等への情報提供を行うとともに出火防止と二次災害の防止に努める。
- ウ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、各論Ⅰ第 4 部の各計画に基づき活動を実施する。また必要により災害対策現地指揮本部を設置する。
- エ 市民等への広報活動は各論Ⅰ第 4 部第 2 章に基づき実施する。
- オ 必要に応じ、各論Ⅰ第 4 部第 16 章の消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。
- カ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。
- キ 必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供する。
- ク 応急対策に必要な臨時電話、電源、その他の資機材の確保にあたっては防災関係機関の協力も得て実施する。

3 消防活動計画

(1) 消防警備体制の強化

消防隊等による巡回広報を実施し、出火防止と早期通報等の広報を行う。

- ア 消防水利の確認と使用可否の実態把握
- イ ホースの増強積載

(2) 消防活動時の部隊運用留意事項

- ア 防火水槽、プール、河川等自然水利への水利部署
- イ 必要消防隊の早期増強要請
- ウ 水槽車の効率的運用
- エ 中継送水の配意
- オ 防火水槽への補水の配意

(3) 図上検討等の実施

- ア 地域の実情に合わせた消防戦術の検討
- イ 警防計画に基づく図上検討の実施
- ウ 消防団、企業自衛消防隊等に対する出動体制確立の呼び掛け

(4) 大規模火災発生時の対応

大規模断水時に火災が発生し、延焼拡大した場合は各論Ⅲ第 3 部第 8 章に準じた対応を行う。

第10章 大規模情報通信災害対策

NTT 東日本では、災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項について電気通信設備等の防災に関する計画を策定、実施する。

第1節 災害予防

1 電気通信設備等の対策

(1) 耐震対策

- ・ 主要な中継交換機の分散設置
- ・ 主要伝送路の多ルート化・ループ化

(2) 防火対策

電気通信設備等に対する防火対策として不燃化、延焼防止、消火設備の設置などの対策を実施している。

(3) 水防対策

建物等を浸水などから防ぐため、予想される氾濫水位、過去の浸水実績等により水防板等を設置している。

(4) 長時間停電対策

停電に備え、非常用発電機等の設置、移動電源車の配備等の代替電源をあらかじめ配備し、備えている。

2 災害対策用機器の配備

通信設備等が被災した場合に備え、重要通信を確保、通信途絶防止のため、応急復旧用災害対策機器をあらかじめ配備し、備えている。

第2節 災害時の応急活動計画

1 NTT 東日本の応急復旧対策

(1) 情報連絡室及び警戒本部の設置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。

なお、大規模地震に関し警戒宣言が発令された場合には地震災害警戒本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置

大規模災害等が発生し、行政機関に災害対策本部等が設置された場合は NTT 東日本に災害対策本部を設置する。

(3) 広報体制

ア 電気通信サービスの確保

大規模災害等における NTT 東日本の業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通信を確保することを基本として、応急対策業務を実施する。

イ ダイヤル通話

大規模災害等が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。

- ・ 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で、そ通を確保する。
- ・ 街頭公衆電話及び指定避難所等に設置する災害時用公衆電話（特設公衆電話）からの通話は、そ通を確保する。
- ・ 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。
- ・ 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始する。
- ・ 提供条件等は、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知する。

ウ 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害に応じ、適切な措置をもって復旧に努める。

エ 復旧順位

電気通信設備及び回線の復旧順位については、各論Ⅰ第4部第14章第6節を準用する。

2 市の応急対策

(1) 連絡体制の確立

人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報及び応急対策等の活動状況、また応援の必要性について県へ報告する。

(2) 活動体制

ア 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため

必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、各論 I 第 4 部の各計画に基づき活動を実施する。また必要により災害対策現地指揮本部を設置する。

ウ 有線が途絶した場合、市の保有無線、防災行政無線、消防無線、県防災行政通信網、関東地方非常通信協議会構成員所属無線、衛星携帯電話などを利用する。また、市民に対し、広報車やホームページ、防災行政無線等あらゆる手段により、災害情報等の広報を実施する。

エ 必要に応じ、各論 I 第 4 部の消防相互応援協定に基づき、応援の要請を行う。

オ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊の派遣要請を求める。

(3) 医療救護体制

医療救護については、序論第 2 部第 4 章に基づき対応を図る。

3 消防活動計画

災害活動については、別に定める消防計画に基づき活動を行う。また、119 番電話不能地域に対する災害覚知体制の強化を図る。

(1) とう道等の火災における防ぎょ活動

火災発生時は早期に関係者を招集し、内部構造、火点及び延焼範囲を把握するとともに、大量注水による水没又は消火剤による窒息消火活動を実施する。なお、消防活動上の留意事項は、次のとおりとする。

ア とう道等の火災は、早期に関係者等を確保して緊密な連携を図り、構造、深さ規模、傾斜及び収容物を把握し、延焼範囲と延焼方向を確認又は予測して活動方針を決定する。

イ とう道等の火災は、進入口が広範囲に設置してあるマンホール、換気口等に限定され消防力が分断されるので、活動拠点となる進入口は、指揮隊を指定して前進指揮所を設置する。

ウ 状況の急変に対する緊急時の避難口を確保し、進入及び活動は現場指揮本部が統括する。

エ 直接注水による消火活動は、高温の熱気及び注水による強烈な熱風の吹き返しに対応するため、冷却用及び排熱用援護注水筒先を配備する。

(2) 災害覚知体制の強化

とう道等の火災又はその他の事故により電話回線に障害が発生した場合は、119 番非常切替装置により対応するとともに、電話の通話不能区域に対し、災害覚知体制の強化と災害の未然防止等を図るため、次の応急策を実施する。

ア 災害覚知体制の強化

(ア) 通信不能地域を巡回し災害の早期発見及び市民等からの通報に備える。

(イ) 高所見張りを実施し、災害の早期発見に努める。

イ 連絡体制の強化

消防系、救急系、署活系等の無線局を開局し、出動指令及び通信連絡体制を確保する。

ウ 広報の実施

消防隊等により出火防止と災害時の通報手段等について広報を実施する。

第11章 大規模停電対策

第1節 災害予防

東京電力パワーグリッド（株）では、日常における停電防止対策や、万が一の停電事故発生時の基本的な諸方策について推進する。

ア 停電事故発生防止の基本対策

- （ア）発・変電設備、送電設備等への侵入・昇塔防止設備等安全対策設備の整備強化
- （イ）設備保全のための定期的な点検と改善
- （ウ）電力設備工事実施時の工法・工程を検討し、事故防止策、安全対策の確立と実践
- （エ）送電線下での建設機器等による感電及び停電事故防止の周知とパトロールの実施
- （オ）地中送電線経路での建設機器等による感電及び停電事故防止の周知とパトロールの実施

第2節 災害時の応急活動計画

1 東京電力パワーグリッド（株）の応急対策

災害により、電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

詳細は、各論Ⅰ第4部第14章第4節を準用する。

2 市の応急対策

（1）連絡体制の確立

人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報及び応急対策等の活動状況、また応援の必要性について県へ報告する。

（2）活動体制

ア 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、東京電力パワーグリッド（株）との連絡を密にし、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、各論Ⅰ第4部及び別に定める消防計画に基づき活動を実施する。また必要により災害対策現地指揮本部を設置する。

ウ 有線が途絶した場合、市の保有無線、防災行政無線、消防無線、県防災行政通信網、関東地方非常通信協議会構成員所属無線、衛星携帯電話などを利用する。また、市民に対し、

広報車、防災行政無線等あらゆる手段により、災害情報等の広報を実施する。各論Ⅰ第 4 部を準用する。

エ 必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、応援の要請を行う。

オ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。

(3) 医療救護体制

医療救護については、序論第 2 部第 4 章に基づき対応を図る。

3 消防局の対策

ア 広域における断水が想定されるため、消防水利の状況を確認する。

イ 119 番電話不能地域に対する災害覚知体制の強化を図る。

ウ 火災が発生し、延焼拡大した場合は各論Ⅲ第 3 部第 8 章に準じた対応を行う。

第12章 その他の災害に共通する対策

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定める。

第1節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

市及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

2 災害応急体制の拡充

市は、災害時における災害対策本部員の参集を確保し、情報伝達体制の充実に努める。

様々な事態を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね非常時の業務が円滑に実施できるよう努める。

また、職員が災害対応に継続的に従事できるよう、必要な医薬品等については、国、県と連絡調整を行う。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市は、救急車などの車両及び人命救助活動・救命処置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市は、傷病者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材などの備蓄に努める。

(3) 消火活動

市は、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、防災対策に係る災害対応能力の強化に努める。

4 緊急輸送活動関係

市は、災害時における緊急物資、応急対策関係者等の輸送手段及び輸送のための道路の確保等緊急輸送対策に努める。

5 避難誘導

市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから市民への周知徹底に努める。

また、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

第2節 災害発生直前の対策

市及び防災関係機関は、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定する。

対応が長期化すると想定される災害の場合、要配慮者への食料、医薬品等必要物資について確保し、配給体制を整備する。

また、職員が継続的に災害対応に従事できるよう、医薬品等の投与が必要な場合は、国、県と連絡調整を行った上で、必要な措置を講じる。

第3節 災害時の応急活動計画

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。

市は、様々な種類の通信手段を活用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の連絡

大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡する。

(2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡する。

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 一般被害情報の収集・連絡

市、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を県災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網を通じて報告する。

関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡する。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

市は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、通信手段の確保について必要な措置を関東総合通信局に要請する。

NTT 東日本は、電気通信設備の被災により通話に著しく支障がある場合は、被災地からの通話を優先する。また、非常・緊急通話のそ通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行う。

市及び防災関係機関は、所有する通信手段が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

第4節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

2 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに被害拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとる。

3 広域的な応援体制

市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域

担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長（陸自第1団長）に被害の状況などを通知する。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

第5節 応急対策

1 救助・救急活動

（１）市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（２）救助・救急活動

市域における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県又は他市町村に応援要請を行う。

（３）被災地への応援

市域外で発災した場合、市は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

（４）資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

2 消火活動

発災直後初期段階において、市民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

市は、速やかに市内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、県に対して応援を要請する。

市域外で発災した場合、被災市町村から要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求める。

また、感染症の拡大等屋内退避が必要な災害が発生した場合は、自主防災組織等と連携して、要配慮者等に対し、定期的に異常の有無を確認する。

医療機関は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じて、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

医療機関は、状況に応じて、救護班を派遣するよう努める。

(2) 救護班の派遣要請

市は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は県災害対策本部等に対し、救護班の派遣について要請する。

県、医師会及び歯科医師会は、市の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

救護班を編成した医療関係機関は、その旨を県災害対策本部等に報告するよう努める。

4 避難対策

(1) 避難誘導の実施

市は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難指示、緊急安全確保を行う。

また、市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

ア 指定避難所の開設

市は、必要に応じて指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

イ 指定避難所の運営管理

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

市は、指定避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努める。

市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

（３）多様な視点への配慮

市は、避難誘導、情報提供、相談、指定避難所の運営等にあたって、要配慮者、男女のニーズの違い、大人と子どものニーズの違い、などに十分配慮する。

ペットについては、市は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して、動物救護活動を行う。

（４）外出の自粛要請

市は、外出により被害の拡大が想定される災害が生じた場合、市民への外出自粛要請を行う。

この場合、市民は、不要不急の外出を自粛する。

また、学校、興行場等の使用制限等の措置を講ずるよう要請する。

5 帰宅困難者への対応

市は、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知する。

企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどめるよう努める。

鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて地域の指定避難所を案内するものとする。

6 応急仮設住宅

災害により、住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅により一時的に居住の安定を図る。

具体的には、実施機関、応急仮設住宅の供給の進め方、公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の空き室の活用等については、各論Ⅰ第4部第13章第2節を準用する。

7 住宅の応急修理・障害物の除去

災害救助法が適用されたときは、市は県と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理・障害物の除去ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理・障害物の除去を行う。

具体的には、実施機関、応急修理の進め方については、各論Ⅰ第4部第13章第3節を準用する。

8 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

(1) 保健衛生

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知する。さらに、被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

(2) 防疫対策

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市長は、被災地の状況に応じた的確な指導或いは指示を行う。

市は、県の指示に基づき防疫対策を実施する。

- ア 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
- イ そ族、昆虫の駆除
- ウ 予防接種の指示
- エ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

(3) 遺体の処置等

市は、遺体の処置については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力する。

9 飲料水、食料及び生活物資等の調達・供給活動

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請する。

10 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保

ア 被災地域等の交通規制の実施

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行う。

また、県警察が実施する交通規制等に協力する。

イ 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な体制をとる。

ウ 漁港の応急復旧等

漁港管理者は、その管理する漁港施設について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行う。

第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

エ 海上交通の整理等

第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行う。

第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。

オ 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行う。

(2) 緊急輸送

市は地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼する。

1 1 物価の安定等に関する活動

市は県と協力し、生活物資等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

1 2 被災者への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフライン・交通情報、公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないように監視し対応する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達を行う。

情報伝達にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への協力を求める。

(2) 市民等からの問合せに対する対応

市及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

1 3 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ等

市は、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように支援に努めるものとする。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとする。

(2) 救援物資、義援金の受入れ

ア 民間企業や自治体等からの救援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの救援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。市は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

イ 個人等からの小口の救援物資

市は、個人等からの小口救援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を

周知するものとする。

なお、周知にあたっては、記者発表や市のホームページへの掲載のほか、報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行う。

ウ 義援金

市は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(3) 海外からの支援受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

第4部 災害復旧・復興対策計画

大規模な都市災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続ける。災害後の市民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、市民、地域コミュニティや NPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となる。

そこでこの部では、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものである。

復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、被災状況に応じて、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、復興に関係する対策については、連携して進める。また、復興対策の実施にあたっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努める。

災害復旧・復興対策計画については、各論Ⅰ第5部を準用する。

ただし、被災者の経済的再建支援策については、被災者生活再建支援金など自然災害による場合と限定されている支援については除外する。